

重要事項のご説明

契約概要のご説明(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

2019年10月

- ご加入に際して保険商品の内容をご理解いただくための事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。ご加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または保険証券（注）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
- （注）ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者に交付されます。
- 申込人と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

1 商品の仕組み

(1) 商品の仕組み

団体総合生活補償保険は、次のとおり構成されています。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

基本となる補償	基本となる特約	補償の概要
ケガの補償	傷害補償(MS&AD型)特約	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によってケガを被った場合に保険金をお支払いします。

(2) 被保険者の範囲

- ①ご契約内容により被保険者となれる方が限定されている場合があります。また、特約によりご加入できる被保険者の年齢が決まっているものがあります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。
- ②基本となる補償の被保険者の範囲は、ご本人です。
- ③上記以外でも特約により被保険者の範囲が決まっているものがあります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

2 基本となる補償等

(1) 保険金をお支払いする場合

「保険金をお支払いする場合」についての詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

(2) 保険金をお支払いできない主な場合

基本となる補償の保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。また、セットする特約によりお支払いできない主な場合が異なります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

（注）「保険金をお支払いできない主な場合」において、自動車等とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

補償の種類	保険金をお支払いできない主な場合
ケガの補償	<ul style="list-style-type: none"> ●脳疾患、病氣、心神喪失によるケガ ●自動車等の無資格運転中、酒気帯び運転中、麻薬等を使用しての運転中のケガ ●むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの（注） ●細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 ●地震、噴火またはこれらによる津波によるケガ <p style="text-align: right;">など</p>

（注）被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

(3) セットできる主な特約とその概要

ご希望によりセットできる主な特約の詳細は、パンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

(4) 保険金額の設定

保険金額の設定については、次の点にご注意ください。また、お客さまの保険金額については、パンフレット、加入申込票等をご確認ください。

保険金額・日額は、被保険者の年齢・収入などに照らして適正な額となるように設定してください。

(5) 保険期間

お客さまの保険期間については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料は、保険金額、年齢および保険期間等により決まります。実際に払い込んでいただく保険料は、パンフレット、加入申込票等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

お客さまの保険料の払込方法等については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。なお、解約に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還する場合があります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

- ご加入に際して申込人・被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。ご加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。
 - この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)または保険証券(注)などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
- (注)ご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者に交付されます。
- 申込人と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

1 告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

- (1) 申込人または被保険者には、告知義務があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- (2) 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります(注)。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

(注) 以下に該当したときは、ご契約を解除することがあります。

告知事項

●すべてのご契約

同じ被保険者について身体のケガまたは病気に対して保険金が支払われる他の保険契約等(注)の有無

(注) タフ・ケガの保険、学生・子ども総合保険、タフ・ケガの保険〔積立タイプ〕等をいい、団体契約、生命保険、共済契約を含みます。

2 クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は、ご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)はできません。

3 傷害死亡保険金受取人

- ① 被保険者本人の傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合、傷害死亡保険金は、被保険者本人の法定相続人にお支払いします。
- ② 被保険者本人の傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合または変更する場合には、必ず被保険者本人の同意を得てください。なお、同意のないままご加入された場合、保険契約は無効となります。

4 現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約

現在のご契約について解約、減額などをする場合の不利益事項

多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込み保険料の合計額よりも少ない金額となります。

5 通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)

次の事項が発生する場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。
特約の追加など、加入条件を変更する場合

6 補償の開始・終了時期

- ① 補償の開始：始期日の午後4時(保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻)
- ② 補償の終了：満期日の午後4時に終わります。

7 保険金をお支払いできない主な場合

「契約概要のご説明」**2基本となる補償**等(2) 保険金をお支払いできない主な場合をご確認ください。

8 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合には、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。

- ご契約の解約に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

9 被保険者からの解約

被保険者が保険契約者以外の方で、次の①から⑥のいずれかに該当する場合は、その被保険者は、保険契約者にご契約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者は、引受保険会社に対する通知をもって、ご契約を解約しなければなりません。

【被保険者が解約を求めることができる場合】

- ① この保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ② 保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ・ 引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等が発生させ、または発生させようとした場合
 - ・ この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- ⑤ 保険契約者または保険金を受け取るべき方が、上記②から④までの場合と同程度にその被保険者のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させた場合
- ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了などにより、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

※1 上記①に該当する場合は、その被保険者は、引受保険会社に対する通知をもって、保険契約を解約することができます。その際は本人であることを証明する資料等を提出してください。

※2 解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

10 保険会社破綻時の取扱い

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は次のとおり補償されます。

補償内容	ケガの補償	
	保険金支払い	解約返れい金
補償割合	80% (注)	80%

(注) 破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した保険事故による保険金は100%補償されます。

※上記以外の保険金、解約返れい金等の補償割合については、引受保険会社または取扱代理店までお問合わせください。

11 個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含む）が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。

詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページ（<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>）をご覧ください。

<その他ご注意いただきたいこと>

■危険を有する職業に変更した場合のご注意

被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等の職業に変更した場合は、その職業に従事中のケガについては保険金をお支払いできません。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

■ご契約内容および事故報告内容の確認について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適切かつ迅速・確実なお支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故にかかるご契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明の点は、引受保険会社までお問合わせください。

※具体的には、損害保険の種類、保険契約者名、被保険者名、保険金額、被保険者同意の有無、取扱損害保険会社等の項目について確認を行っています。

■無効・取消し・失効について

(1) 次のいずれかの場合は、この保険契約は無効となります。①は、既に払い込んだ保険料は返還できません。②は、保険料の全額を返還します。

① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合

② 被保険者本人の法定相続人以外の方を傷害死亡保険金受取人とする場合に、保険契約者以外の方を被保険者本人とする保険契約について、その被保険者本人の同意を得なかった場合

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなることがあります。この場合、既に払い込んだ保険料は返還できません。

(3) 次の場合は、この保険契約は失効となります。この場合、既に払い込んだ保険料は普通保険約款・特約に定める規定により返還します。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。（注1）

被保険者が死亡（注2）したとき

(注1) 上記以外にも保険金をお支払いした場合等に失効となる特約があります。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

(注2) 傷害死亡保険金をお支払いするケガにより被保険者が死亡した場合は、傷害保険金部分の保険料は返還できません。

■重大事由による解除

次のことがある場合には、ご契約または特約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ・損害または事故等を発生させ、または発生させようとしたこと。

② 被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。

④ 複数の保険契約に加入することで被保険者の保険金額等の合計額が著しく過大となる場合

⑤ 上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

■請求権等の代位について

所得補償保険金等について、損害が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合に、引受保険会社がその損害に対して保険金をお支払いしたときは、その債権は引受保険会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

(1) 引受保険会社が損害の額の全額を保険金としてお支払いした場合：被保険者が取得した債権の全額

(2) 上記（1）以外の場合：被保険者が取得した債権の額から、保険金をお支払いしていない損害の額を差し引いた額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

※1 所得補償保険金のお支払いの前に、被保険者が第三者から損害賠償を受け、その損害賠償に所得補償保険金に相当する額が含まれている場合は、引受保険会社はその額を差し引いた損害の額に対して所得補償保険金をお支払いします。

※2 上記以外の保険金についても請求権等の代位に関して規定されている場合があります。詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

■事故が起こった場合

1 事故が起こった場合

(1) 事故が起こった場合、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

(2) 他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申出ください。

2 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金を受け取るべき方は、<別表「保険金請求書類」>のうち引受保険会社が求める書類を提出する必要があります。なお、必要に応じて<別表「保険金請求書類」>以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

3 保険金のお支払時期

引受保険会社は被保険者または保険金を受け取るべき方より保険金請求書類の提出を受けた後その日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、引受保険会社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4 保険金の代理請求

被保険者に保険金を請求できない次のような事情がある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金を請求する

ことができる制度（「代理請求制度」といいます）があります（被保険者に法定代理人がいる場合や第三者に保険金の請求を委任している場合は、この制度は利用できません）。

- 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合
- 引受保険会社が認める傷病名等の告知を受けていない場合 など

【被保険者の代理人となりうる方】

- ①被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ②上記①の方がいない場合や、上記①の方が保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③上記①および②の方がいない場合や、上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者（注）または上記②以外の3親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

万一、被保険者が保険金を請求できない場合に備えて、上記に該当する方々にご契約の存在や代理請求制度の概要等をお知らせくださるようお願いいたします。被保険者の代理人からの保険金の請求に対して引受保険会社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、引受保険会社は保険金をお支払いできません。

5 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

<別表「保険金請求書類」>

(1)	保険金請求書（個人情報の取扱いに関する同意を含みます）		
(2)	引受保険会社の定める傷害（疾病・損害など）状況報告書 ※事故日時、発生病所、原因等を申告する書類をいいます。また、事故状況を確認するためにこの報告書の他、（5）に掲げる書類も必要な場合があります。		
(3)	被保険者であることを確認する書類 書類の例 ・家族関係の証明書類（住民票、戸籍謄本） など		
(4)	保険金の請求権をもつことの確認書類 書類の例 ・印鑑証明書、資格証明書 ・戸籍謄本 ・委任状 ・未成年者用念書 【質権が設定されている場合】・質権者への支払確認書 ・保険金直接支払指図書 ・債務額現在高通知書 など		
(5)	ケガに関する保険金を請求する場合に必要な書類		
	①	保険事故の発生を示す書類 書類の例 ・公的機関が発行する証明書（事故証明書など） ・死亡診断書または死体検案書 など	
	②	保険金支払額の算出に必要な書類 書類の例 ・引受保険会社の定める診断書 ・領収書 ・後遺障害診断書 ・レントゲン等の検査資料 など	
	③	その他の書類 書類の例 ・運転資格を証する書類（免許証など） ・調査同意書（引受保険会社がケガの状況や程度などの調査を行うために必要な同意書） など	

<ご加入いただく内容に関する確認事項(ご意向の確認)>

この保険商品およびご契約プランは、引受保険会社で把握したお客さま情報およびご意向に基づき提案させていただいております。加入申込票にご記入の内容が、最終的にお客さまのご意向に沿った内容であるか再度ご確認ください。ご了解のうえご加入ください。また、払い込む保険料が正しいものとなるよう保険料算出に関わる事項などについてもご確認ください。その結果、修正すべき点があった場合は、加入内容を訂正させていただきます。なお、ご不明な点などございましたら保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

●今回お申込みのご契約についてご確認をお願いいたします。

1. 被保険者に関する「氏名」「生年月日」「年令」「性別」について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。
2. 「他の保険契約等」「保険金請求歴」について、正しい内容となっていることをご確認ください。
3. 下記項目について、お客さまのご意向どおりとなっていることをご確認ください。

①補償内容（お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない場合など）

②保険金額（ご契約金額）（型やパターンなど）

③被保険者の範囲（ご本人のみの補償、ご家族を含めての補償など）

※保険期間、保険料に関する事項および契約者配当金制度の有無については「契約概要のご説明」に記載のとおりのご設定であることをご確認ください。

4. 補償が重複する可能性のある特約をセットした他のご契約の有無をご確認いただき、特約のセット要否をご確認ください。

●現在ご加入のご契約（満期を迎えるご契約）にご不明な点がある場合には、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。

保険商品・契約内容に関するお問い合わせ

【取扱代理店】	あいおいニッセイ同和インシュアランスサービス株式会社
【電話番号】	0120-101-373 ※おかけ間違いにご注意ください。

引受保険会社の連絡・相談・苦情窓口

引受保険会社へのご相談・苦情がある場合	事故が起こった場合
<p>0120-101-060 (無料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●受付時間 平日 9:00～17:00 ●土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます。 ●ご加入の団体名(公益財団法人 全日本スキー連盟)をお知らせください。「加入者証」等をお持ちの場合、お手元にご用意ください。 ●一部のご用件は営業店等からのご対応となります。 	<p>遅滞なくご加入の取扱代理店または下記にご連絡ください。</p> <p>あいおいニッセイ同和損害 あんしんサポートセンター 0120-985-024 (無料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●受付時間 24時間 365日 ●おかけ間違いにご注意ください。 ●IP電話からは 0276-90-8852 (有料)におかけください。

指定紛争解決機関

引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)] **0570-022-808**

- 受付時間[平日 9:15～17:00(土・日・祝日および年末年始を除きます)]
- 携帯電話からも利用できます。IP電話からは 03-4332-5241 におかけください。

- おかけ間違いにご注意ください。
- 詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/>)

<引受保険会社>

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

重要事項のご説明

契約概要のご説明(団体スキー・スケート保険)

2019年10月

- ご加入に際して保険商品の内容をご理解いただくための事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。ご加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または保険証券（注）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
 （注）ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者に交付されます。
- 申込人と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。
- 「団体スキー・スケート保険」は、スキー・スケート賠償責任保険特約をセットした団体総合生活補償保険のペットネームです。

1 商品の仕組み

- (1) 商品の仕組み
 団体スキー・スケート保険（注）は、日本国内において被保険者が行う保険証券記載のスキーにつき発生した次のいずれかの事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を基本補償とする保険です。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。
 ・スキー：スキーの目的をもって住居を出発した時から帰着する時までの行程中に発生した偶然な事故
 （注）団体総合生活補償保険にスキー・スケート賠償責任保険特約をセットしています。
- (2) 被保険者の範囲
 基本となる補償の被保険者の範囲は次のとおりです。
 ①被保険者本人
 ②上記①の方が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族（注1）
 （注1）親族とは、6親等内の血族、配偶者（注2）および3親等内の姻族をいいます。
 （注2）配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。

2 基本となる補償等

- (1) 保険金をお支払いする場合
 「保険金をお支払いする場合」についての詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。
- (2) 保険金をお支払いできない主な場合
 保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

保険金をお支払いできない主な場合	
<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または法定代理人の故意によって発生した損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 	など

- (3) セットできる特約とその概要
 ご希望によりセットできる主な特約の詳細は、パンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。
- (4) 保険金額の設定
 お客さまの保険金額については、パンフレット、加入申込票等をご確認ください。
- (5) 保険期間
 お客さまの保険期間については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

- (1) 保険料の決定の仕組み
 保険料は、保険金額、保険期間等により決まります。お客さまの保険料については、パンフレット、加入申込票等をご確認ください。
- (2) 保険料の払込方法
 お客さまの保険料の払込方法等については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。なお、この保険には、解約返れい金はありません。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

- ご加入に際して申込人・被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。ご加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。
 - この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)または保険証券(注)などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
- (注) ご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者に交付されます。
- 申込人と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。
 - 「団体スキー・スケート保険」は、スキー・スケート賠償責任保険特約をセットした団体総合生活補償保険のペットネームです。
- この書面における主な用語は「契約概要のご説明」に記載していますのでご確認ください。

1告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

- (1) 申込人または被保険者には、告知義務があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことで、す。
 - (2) 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことで、この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります(注)。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。
- (注) 次ににおいて、②に該当したときは、ご契約を解除することがあります。

告知事項

- ①被保険者が競技、指導を職業としていること
 - ②この保険契約で保険金支払の対象となる損害に対して保険金が支払われる他の保険契約等(注)の有無
- (注) タフ・ケガの保険、学生・子ども総合保険、タフ・ケガの保険〔積立タイプ〕等をいい、団体契約、生命保険、共済契約を含みます。

2クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は、ご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)はできません。

3複数のご契約があるお客さまへ

補償内容が同様の保険契約(この保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※1 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

※2 補償が重複する可能性のある主な特約は、別紙「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

4傷害死亡保険金受取人(スキー・スケート傷害補償特約をセットした場合)

- ①被保険者本人の傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合、傷害死亡保険金は、被保険者本人の法定相続人にお支払いします。
- ②被保険者本人の傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合または変更する場合には、必ず被保険者本人の同意を得てください。なお、同意のないままご加入された場合、保険契約は無効となります。

5通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)

- (1) ご加入後、次の事項が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。
ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

通知事項

被保険者が競技、指導を職業・職務として行うことになった、または行わないことになった場合

- (2) 加入条件を変更する場合等の事項が発生する場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

6補償の開始・終了時期

- (1) 補償の開始：始期日の午後4時(保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻)
- (2) 補償の終了：満期日の午後4時に終わります。

7保険金をお支払いできない主な場合

「契約概要のご説明」2基本となる補償等(2)保険金をお支払いできない主な場合をご確認ください。

8解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。なお、この保険には、解約返れい金はありません。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

9被保険者からの解約(スキー・スケート傷害補償特約をセットした場合)

スキー・スケート傷害補償特約の被保険者が保険契約者以外の方で、次の①から⑥のいずれかに該当する場合は、その被保険者は、保険契約者にスキー・スケート傷害補償特約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者は、引受保険会社に対する通知をもって、スキー・スケート傷害補償特約を解約しなければなりません。

【被保険者が解約を求めることができる場合】

- ①スキー・スケート傷害補償特約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ・引受保険会社にスキー・スケート傷害補償特約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等が発生させ、または発生させようとした場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

ある場合

- ⑤ 保険契約者または保険金を受け取るべき方が、上記②から④までの場合と同程度にその被保険者のこれらの方に対する信頼を損ない、スキー・スケート傷害補償特約の存続を困難とする重大な事由を発生させた場合
- ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了などにより、スキー・スケート傷害補償特約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

※1 上記①に該当する場合は、その被保険者は、引受保険会社に対する通知をもって、スキー・スケート傷害補償特約を解約することができます。その際は本人であることを証明する資料等を提出してください。

※2 解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

10 保険会社破綻時の取扱い

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます）またはマンション管理組合（以下、「個人等」といいます）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者にかかる部分については、補償の対象となります。

11 個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含む）が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。

詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページ（<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>）をご覧ください。

<その他ご注意いただきたいこと>

■ ご契約内容および事故報告内容の確認について（スキー・スケート傷害補償特約をセットした場合）

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適切かつ迅速・確実なお支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故にかかるご契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明の点は、引受保険会社までお問い合わせください。

※具体的には、損害保険の種類、保険契約者名、被保険者名、保険金額、被保険者同意の有無、取扱損害保険会社等の項目について確認を行っています。

■ 無効・取消し・失効について

(1) 次のいずれかの場合は、この保険契約は無効となります。①は、既に払い込んだ保険料は返還できません。②は、保険料の全額を返還します。

① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合

② スキー・スケート傷害補償特約をセットし、被保険者本人の法定相続人以外の方を傷害死亡保険金受取人とする場合に、保険契約者以外の方を被保険者本人とする保険契約について、その被保険者本人の同意を得なかった場合

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなることがあります。この場合、既に払い込んだ保険料は返還できません。

(3) 被保険者が死亡（注）した場合は、この保険契約は失効となります。この場合、既に払い込んだ保険料は普通保険約款・特約に定める規定により返還します。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

（注）スキー・スケート傷害補償特約の傷害死亡保険金をお支払いするケガにより被保険者が死亡した場合は、その特約部分の保険料は返還できません。

■ 重大事由による解除

次のことがある場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害等を発生させ、または発生させようとしたこと。

② 被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。

④ 複数の保険契約に加入することで被保険者の保険金額等の合計額が著しく過大となる場合

⑤ 上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

■ 事故が発生した場合

1 事故の発生

(1) 事故が起こった場合、遅滞なく（スキー・スケート傷害補償特約をセットした契約でケガに関する事故が発生した場合は30日以内に）取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

(2) この保険契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申出ください。

(3) 賠償事故・被害事故に関わる示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は、必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめください。

<示談交渉サービス>

日本国内において発生したスキー・スケート賠償責任保険特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けします。また、日本国内において発生したスキー・スケート賠償責任保険特約の対象となる賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

・ 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額がスキー・スケート賠償責任保険特約で定める保険金額を明らかに超える場合

・ 相手の方が引受保険会社との交渉に同意しない場合

・ 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合

・ 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

(4) 補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって、引受保険会社がお支払いする保険金

の額が異なります。詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

<引受保険会社がお支払いする保険金の額>（注1）

①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、支払責任額（注2）をお支払いします。

②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、支払責任額（注2）を限度に、実際の損害の額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた額をお支払いします。

（注1）お支払いする保険金の額は、補償の内容や他の保険契約等の保険金の支払条件によっては、上記と異なる場合があります。

（注2）支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

2 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金を受け取るべき方は、<別表「保険金請求書類」>のうち引受保険会社から求められる書類を提出する必要があります。なお、必要に応じて別表「保険金請求書類」>以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

3 保険金のお支払時期

引受保険会社は被保険者または保険金を受け取るべき方より保険金請求書類の提出を受けた後その日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、引受保険会社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4 保険金の代理請求

被保険者に保険金を請求できない次のような事情がある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金を請求することができる制度（「代理請求制度」といいます）があります（被保険者に法定代理人がいる場合や第三者に保険金の請求を委任している場合は、この制度は利用できません）。

●保険金等の請求を行う意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合

●引受保険会社が認める傷病名等の告知を受けていない場合 など

【被保険者の代理人となりうる方】

①被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）

②上記①の方がいない場合や、上記①の方が保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③上記①および②の方がいない場合や、上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者（注）または上記②以外の3親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

万一、被保険者が保険金を請求できない場合に備えて、上記に該当する方々にご契約の存在や代理請求制度の概要等をお知らせくださるようお願いいたします。被保険者の代理人からの保険金の請求に対して引受保険会社から保険金をお支払いした後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、引受保険会社は保険金をお支払いできません。

5 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

6 先取特権

損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

<別表「保険金請求書類」>

(1) 保険金請求書（個人情報の取扱いに関する同意を含みます）

(2) 引受保険会社の定める損害（事故）状況報告書

事故日時、発生場所、事故状況、事故原因等を申告する書類をいいます。また、損害（事故）状況を確認するためにこの報告書のほか、(4) ①、③、(5) ①、③、または(6) ①、③に掲げる書類も必要な場合があります。

(3) 保険金の請求権をもつことの確認書類

書類の例 ・印鑑証明、資格証明書 ・委任状 ・戸籍謄本
・家族関係の証明書類（住民票、健康保険証）

など

(4) 損害賠償責任に関する保険金を請求する場合に必要な書類

①賠償事故の発生を証明する書類

書類の例 ・公的機関が発行する証明書（罹災証明書、事故証明書）またはこれに代わる書類
・事故原因、発生場所、被害状況の見解書、写真

など

②保険金支払額の算出に必要な書類

書類の例 ・示談書またはこれに代わるべき書類 ・修理見積書、請求明細書、領収書
・休業損害確認資料（休業損害証明書、源泉徴収票、所得証明書、確定申告書）
・交通費、諸費用の明細書 ・購入時の領収書、保証書、仕様書 ・図面（配置図、建物図面）
・引受保険会社の定める診断書、診療報酬明細書、後遺障害診断書、施術証明書兼施術費明細書
・レントゲンなどの検査資料 ・死亡診断書、死体検案書 ・葬儀費明細書、領収書
・その他の支出した費用の額を示す書類
・受領している年金額を示す資料 ・労災からの支給額を示す資料

など

③その他の書類

書類の例 ・先取特権に関わる書類（被害者への賠償金の支払いを証明する書類、被害者承諾を証明する書類）
・調査同意書（引受保険会社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書）

など

(5) 傷害（ケガ）に関する保険金の支払いを請求する場合に必要な書類

①事故の発生を証明する書類

書類の例 ・交通事故証明書またはこれに代わる書類 ・医師の診断書
・死亡診断書 ・後遺障害診断書 ・戸籍謄本

など

②保険金支払額の算出に必要な書類

書類の例 ・医師の診断書 ・死亡診断書 ・後遺障害診断書
・領収書

など

③その他の書類

書類の例 ・運転資格を証明する書類（免許証など）
・調査同意書（引受保険会社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書）

など

<ご加入いただく内容に関する確認事項（ご意向の確認）>

この保険商品およびご契約プランは、引受保険会社で把握したお客さま情報およびご意向に基づき提案させていただいております。加入申込票にご記入の内容が、最終的にお客さまのご意向に沿った内容であるか再度ご確認、ご了解のうえご加入ください。また、払い込む保険料が正しいものとなるよう保険料算出に関わる事項などについてもご確認ください。その結果、修正すべき点があった場合は、加入内容を訂正させていただきます。なお、ご不明な点などございましたら保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

●今回お申込みの保険についてご確認をお願いいたします。

1. 被保険者に関する「氏名」「生年月日」「性別」について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。
2. 「他の保険契約等」について、正しい内容となっていることをご確認ください。
3. 下記項目について、お客さまのご意向どおりとなっていることをご確認ください。

①補償の内容（お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など）

②保険金額（支払限度額）（型やパターンなど）

③被保険者の範囲

※保険期間、保険料に関する事項および契約者配当金制度の有無については「契約概要のご説明」に記載のとおりの設定であることをご確認ください。

4. 補償が重複する可能性のある他のご契約の有無をご確認いただき、ご加入の可否をご確認ください。

●現在ご加入のご契約（満期を迎えるご契約）にご不明な点がある場合には、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。

お問い合わせ窓口

保険商品・契約内容に関するお問い合わせ

【取扱代理店】 あいおいニッセイ同和インシュアランスサービス株式会社

【電話番号】 0120-101-373 ※おかけ間違いにご注意ください。

引受保険会社の連絡・相談・苦情窓口

引受保険会社へのご相談・苦情がある場合

0120-101-060（無料）

●受付時間 平日 9:00～17:00

●土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます。

●ご加入の団体名（公益財団法人 全日本スキー連盟）をお知らせください。「加入者証」等をお持ちの場合、お手元にご用意ください。

●一部のご用件は営業店等からの対応となります。

事故が起こった場合

遅滞なくご加入の取扱代理店または下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保
あんしんサポートセンター

0120-985-024（無料）

●受付時間 24 時間 365 日

●おかけ間違いにご注意ください。

●IP電話からは 0276-90-8852（有料）におかけください。

指定紛争解決機関

引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）】 **0570-022-808**

●受付時間[平日 9:15～17:00(土・日・祝日および年末年始を除きます)]

●携帯電話からも利用できます。IP電話からは 03-4332-5241 におかけください。

●おかけ間違いにご注意ください。

●詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<http://www.sonpo.or.jp/efforts/adrl/>)

<引受保険会社>

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

重要事項のご説明

契約概要のご説明(団体スポーツ賠償責任保険)

2019年10月

- ご加入に際して保険商品の内容をご理解いただくための事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。ご加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)または保険証券(注)などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
 - (注)ご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者に交付されます。
- 申込人と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。
- 「団体スポーツ賠償責任保険」は、スポーツ賠償責任保険特約をセットした団体総合生活補償保険のペットネームです。

1 商品の仕組み

(1) 商品の仕組み

団体スポーツ賠償責任保険(注)は、日本国内または国外において被保険者が保険証券記載のスポーツの練習中、競技中または指導中に発生した偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

(注)団体総合生活補償保険にスポーツ賠償責任保険特約をセットしています。

(2) 被保険者の範囲

被保険者の範囲は次のとおりです。

①被保険者本人

②上記①の方が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族(注1)

(注1)親族とは、6親等内の血族、配偶者(注2)および3親等内の姻族をいいます。

(注2)配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。

2 基本となる補償等

(1) 保険金をお支払いする場合

「保険金をお支払いする場合」についての詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

(2) 保険金をお支払いできない主な場合

保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者、被保険者または法定代理人の故意によって発生した損害賠償責任
- 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任

など

(3) 保険金額の設定

お客さまの保険金額については、パンフレット、加入申込票等をご確認ください。

(4) 保険期間

お客さまの保険期間については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料は、保険金額、保険期間等により決まります。実際に払い込んでいただく保険料は、パンフレット、加入申込票等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

お客さまの保険料の払込方法等については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。なお、解約に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還する場合があります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

- ご加入に際して申込人・被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。ご加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。
 - この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)または保険証券(注)などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- (注) ご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者に交付されます。
- 申込人と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。
 - 「団体スポーツ賠償責任保険」は、スポーツ賠償責任保険特約をセットした団体総合生活補償保険のペットネームです。

1告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

- (1) 申込人または被保険者には、告知義務があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことであります。
 - (2) 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります(注)。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。
- (注) 次ににおいて、②に該当したときは、ご契約を解除することがあります。

告知事項

①スポーツの種類

②この保険契約で保険金支払の対象となる損害に対して保険金が支払われる他の保険契約等(注)の有無

(注) タフ・ケガの保険、学生・子ども総合保険、タフ・ケガの保険〔積立タイプ〕等をいい、団体契約、生命保険、共済契約を含みます。

2クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は、ご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)はできません。

3複数のご契約があるお客さまへ

補償内容が同様の保険契約(この保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※1 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

※2 補償が重複する可能性のある主な特約は、別紙「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。

4通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)

- (1) ご加入後、次の事項が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

通知事項

スポーツの種類を変更した場合

- (2) 加入条件を変更する場合等の事項が発生する場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

5補償の開始・終了時期

- (1) 補償の開始：始期日の午後4時(保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻)
- (2) 補償の終了：満期日の午後4時に終わります。

6保険金をお支払いできない主な場合

「契約概要のご説明」[2](#)基本となる補償等(2) 保険金をお支払いできない主な場合をご確認ください。

7解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合には、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。

●ご契約の解約に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

●始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

8保険会社破綻時の取扱い

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます)またはマンション管理組合(以下、「個人等」といいます)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者にかかる部分については、補償の対象となります。

9 個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含む）が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。

詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページ（<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>）をご覧ください。

＜その他ご注意いただきたいこと＞

■無効・取消し・失効について

- （1）保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合は、この保険契約は無効となります。この場合、既に払い込んだ保険料は返還できません。
- （2）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約が取消しとなることがあります。この場合、既に払い込んだ保険料は返還できません。
- （3）被保険者が死亡した場合は、この保険契約は失効となります。この場合、既に払い込んだ保険料は普通保険約款・特約に定める規定により返還します。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

■重大事由による解除

次のことがある場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害等が発生させ、または発生させようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 複数の保険契約に加入することで被保険者の保険金額等の合計額が著しく過大となる場合
- ⑤ 上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させたこと。

■事故が起こった場合

1 事故が起こった場合

- （1）事故が起こった場合、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- （2）この保険契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申出ください。
- （3）賠償事故・被害事故に関わる示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は、必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめください。

＜示談交渉サービス＞

日本国内において発生したスポーツ賠償責任保険特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けします。また、日本国内において発生したスポーツ賠償責任保険特約の対象となる賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

＜示談交渉を行うことができない主な場合＞

- ・ 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額がスポーツ賠償責任保険特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- ・ 相手の方が引受保険会社との交渉に同意しない場合
- ・ 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- ・ 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

- （4）補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって、引受保険会社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

＜引受保険会社がお支払いする保険金の額＞（注1）

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、支払責任額（注2）をお支払いします。
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、支払責任額（注2）を限度に、実際の損害の額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた額をお支払いします。

（注1）お支払いする保険金の額は、補償の内容や他の保険契約等の保険金の支払条件によっては、上記と異なる場合があります。

（注2）支払責任額は、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

2 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金を受け取るべき方は、＜別表「保険金請求書類」＞のうち引受保険会社が求める書類を提出する必要があります。なお、必要に応じて＜別表「保険金請求書類」＞以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

3 保険金のお支払時期

引受保険会社は被保険者または保険金を受け取るべき方より保険金請求書類の提出を受けた後その日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、引受保険会社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4 保険金の代理請求

被保険者に保険金を請求できない次のような事情がある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金を請求することができる制度（「代理請求制度」といいます）があります（被保険者に法定代理人がいる場合や第三者に保険金の請求を委任している場合は、この制度は利用できません）。

● 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合

● 引受保険会社が認める傷病名等の告知を受けていない場合 など

【被保険者の代理人となりうる方】

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）

② 上記①の方がいない場合や、上記①の方が保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ 上記①および②の方がいない場合や、上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者（注）または上記②以外の3親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

万一、被保険者が保険金を請求できない場合に備えて、上記に該当する方々にご契約の存在や代理請求制度の概要等をお知らせくださるようお願いいたします。被保険者の代理人からの保険金の請求に対して引受保険会社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、引受保険会社は保険金をお支払いできません。

5 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

6 先取特権

損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

<別表「保険金請求書類」>

(1) 保険金請求書（個人情報の取扱いに関する同意を含みます）		
(2) 引受保険会社の定める損害（事故）状況報告書		
事故日時、発生場所、事故状況、事故原因等を申告する書類をいいます。また、損害（事故）状況を確認するためにこの報告書のほか、(4)①、③または(5)①、③に掲げる書類も必要な場合があります。		
(3) 保険金の請求権をもつことの確認書類		
書類の例	・印鑑証明、資格証明書 ・委任状 ・戸籍謄本 ・家族関係の証明書類（住民票、健康保険証）	など
(4) 損害賠償責任に関する保険金を請求する場合に必要な書類		
①賠償事故の発生を証明する書類		
書類の例	・公的機関が発行する証明書（罹災証明書、事故証明書）またはこれに代わる書類 ・事故原因、発生場所、被害状況の見解書、写真	など
②保険金支払額の算出に必要な書類		
書類の例	・示談書またはこれに代わるべき書類 ・修理見積書、請求明細書、領収書 ・休業損害確認資料（休業損害証明書、源泉徴収票、所得証明書、確定申告書） ・交通費、諸費用の明細書 ・購入時の領収書、保証書、仕様書 ・図面（配置図、建物図面） ・引受保険会社の定める診断書、診療報酬明細書、後遺障害診断書、施術証明書兼施術費明細書 ・レントゲンなどの検査資料 ・死亡診断書、死体検案書 ・葬儀費明細書、領収書 ・その他の支出した費用の額を示す書類 ・受領している年金額を示す資料 ・労災からの支給額を示す資料	など
③その他の書類		
書類の例	・先取特権に関わる書類（被害者への賠償金の支払いを証明する書類、被害者承諾を証明する書類） ・調査同意書（引受保険会社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書）	など
(5) その他費用に関する保険金を請求する場合に必要な書類		
①事故の発生を証明する書類		
書類の例	・公的機関の事故証明書（罹災証明書、事故証明書）またはこれに代わる書類 ・事故原因、発生場所、損害状況の見解書	など
②保険金支払額の算出に必要な書類		
書類の例	・損害防止費用の明細書 ・支出した費用がある場合はその費用を示す書類（領収書、請求書）	など
③その他の書類		
書類の例	・調査同意書（引受保険会社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書）	など

<ご加入いただく内容に関する確認事項（ご意向の確認）>

この保険商品およびご契約プランは、引受保険会社で把握したお客さま情報およびご意向に基づき提案させていただいております。加入申込票にご記入の内容が、最終的にお客さまのご意向に沿った内容であるか再度ご確認、ご了解のうえご加入ください。また、払い込む保険料が正しいものとなるよう保険料算出に関わる事項などについてもご確認ください。その結果、修正すべき点があった場合は、加入内容を訂正させていただきます。なお、ご不明な点などございましたら保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

●今回お申込みの保険についてご確認をお願いいたします。

1. 被保険者に関する「氏名」「生年月日」「性別」について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。
2. 「他の保険契約等」について、正しい内容となっていることをご確認ください。
3. 下記項目について、お客さまのご意向どおりとなっていることをご確認ください。

①補償の内容（お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など）

②保険金額（支払限度額）（型やパターンなど）

③被保険者の範囲

※保険期間、保険料に関する事項および契約者配当金制度の有無については「契約概要のご説明」に記載のとおりのご設定であることをご確認ください。

4. 補償が重複する可能性のある他のご契約の有無をご確認いただき、特約のセット要否をご確認ください。

●現在ご加入のご契約（満期を迎えるご契約）にご不明な点がある場合には、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。

保険商品・契約内容に関するお問い合わせ

【取扱代理店】	あいおいニッセイ同和インシュアランスサービス株式会社
【電話番号】	0120-101-373 ※おかけ間違いにご注意ください。

引受保険会社の連絡・相談・苦情窓口

引受保険会社へのご相談・苦情がある場合	事故が起こった場合
<p>0120-101-060(無料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●受付時間 平日 9:00~17:00 ●土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます。 ●ご加入の団体名(公益財団法人 全日本スキー連盟)をお知らせください。「加入者証」等をお持ちの場合、お手元にご用意ください。 ●一部のご用件は営業店等からのご対応となります。 	<p>遅滞なくご加入の取扱代理店または下記にご連絡ください。</p> <p>あいおいニッセイ同和損保 あんしんサポートセンター 0120-985-024(無料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●受付時間 24 時間 365 日 ●おかけ間違いにご注意ください。 ●IP電話からは 0276-90-8852(有料)におかけください。

指定紛争解決機関

引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)] 0570-022-808

- 受付時間[平日 9:15~17:00(土・日・祝日および年末年始を除きます)]
- 携帯電話からも利用できます。IP電話からは 03-4332-5241 におかけください。

- おかけ間違いにご注意ください。
- 詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/>)

<引受保険会社>

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

重要事項のご説明

契約概要のご説明 [普通傷害保険(レクリエーション・施設入場者等 団体契約用)]

平成 28 年 4 月

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、パンフレット、普通保険約款・特約集または保険証券(注)などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
(注) 普通保険約款・特約集、保険証券は保険契約者に交付されます。
- 申込人と被保険者(補償の対象となる方)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

1 商品の仕組み

この商品は、保険期間中に被保険者が特定の活動中または管理下中(注)に、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害(「ケガ」といいます)を被った場合に保険金をお支払いする保険です。

(注) 特定の活動中または管理下中とは、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

2 補償の内容等

(1) 保険金をお支払いする場合とお支払いできない主な場合

主なものを記載しています。また、セットする特約により「保険金をお支払いする場合」「お支払いする保険金の額」「保険金をお支払いできない主な場合」が異なることがありますのでご注意ください。なお、死亡保険金は死亡した被保険者の死亡保険金受取人に、それ以外の保険金はケガを被った被保険者にお支払いします。詳細はパンフレット等の該当箇所または普通保険約款・特約集をご確認ください。

※1 既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

※2 「保険金をお支払いする場合」において、治療とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 ※ 保険期間中に、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合、死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。	① 次のいずれかによるケガについては保険金をお支払いできません。 ・ 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ・ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ・ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ・ 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ・ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ・ 保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ・ 被保険者に対する刑の執行 ・ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動 ※1 ・ 核燃料物質などの放射性、爆発性、有害な特性による事故またはこれ以外の放射線照射または放射能汚染 ② 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。 ・ むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2 ・ 細菌性食中毒、ウイルス性食中毒 ③ 次のいずれかによって発生したケガについては、保険金をお支払いできません。 ・ 被保険者が次のいずれかに該当する間の事故 ア. 乗用具(※1)を用いて競技等(※2)をしている間(ウ. に該当しない「自動車または原動機付自転車をを用いて道路上で競技等(※2)をしている間」を除きます) イ. 乗用具(※1)を用いて競技等(※2)を行うことを目的とする場所において、競技等(※2)に準ずる方法・態様により、乗用具(※1)を使用している間(ウ. に該当しない「道路上で競技等(※2)に準ずる方法・態様により、自動車または原動機付自転車をを使用している間」を除きます) ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車もしくは原動機付自転車をを用いて競技等(※2)をしている間または競技等(※2)に準ずる方法・態様により自動車もしくは原動機付自転車をを使用している間 ・ 被保険者が山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等をいいます)、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 (※1) 乗用具とは、自動車、原動機付自転車またはモーターボ
後遺障害保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合	死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%~100%) ※ 保険期間を通じ、合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
入院保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した場合	入院保険金日額 × 入院日数 ※ 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、1事故につき、180日が限度となります。	
手術保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合 ※ 手術とは、次の診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 ・ 創傷処理 ・ 皮膚切開術 ・ デブリードマン ・ 骨または関節の非視血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・ 抜歯手術 ・ 歯科診療固有の診療行為 ② 先進医療(※1)に該当する診療行為(※2) (※1) 手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限りますので、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。 (※2) 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります(診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与(全身・局所)、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます)。	① 入院中に受けた手術 入院保険金日額 × 10 ② 上記①以外の手術 入院保険金日額 × 5 ※ 入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。 ※ 1事故につき、1回の手術に限りです。なお、上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとします。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
通院保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます）した場合 ※ 治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは、通院に含まれません。	$\text{通院保険金日額} \times \text{通院日数}$ ※ 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、1事故につき、90日が限度となります。 ※ 通院しない場合においても、約款所定の部位を固定するために、医師の指示によりギブス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。	オート・水上オートバイ等をいいます。 （※2）競技等とは、競技、競争、興行もしくはこれらのための練習または乗用具の性能試験を目的とした試運転における運転もしくは操縦をいいます。 など ※1 テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

(2) セットできる主な特約とその概要

ご希望によりセットできる特約の詳細については、パンフレット等の該当箇所または普通保険約款・特約集をご確認ください。

(3) 保険期間

お客さまの保険期間については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

(4) 引受条件（保険金額等）

保険金額の設定については、以下の点にご注意ください。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。また、お客さまの保険金額については、加入申込票をご確認ください。

- ・保険金額は被保険者の方の年齢・収入等に照らして適切な金額となるよう設定してください。
- ・入院保険金日額、通院保険金日額はそれぞれ他の補償項目の保険金額との関係で制限があります。

2. 保険料

保険料は保険金額、保険期間等により決まります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。また、お客さまの保険料については、加入申込票をご確認ください。

3. 保険料の払込方法等

お客さまの保険料の払込方法等については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご契約を解約する場合は、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。なお、解約に際しては、解約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金としてお支払いする場合があります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

保険商品・契約内容に関するお問合わせ、保険会社等の連絡・相談・苦情窓口や事故時の連絡先については、「注意喚起情報のご説明」の「保険商品・契約内容に関するお問合わせについて」、「保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について」および「指定紛争解決機関について」をご確認ください。

- ご加入に際して申込人・被保険者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、パンフレット、普通保険約款・特約集または保険証券(注)などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
(注) 普通保険約款・特約集、保険証券は保険契約者に交付されます。
- 申込人と被保険者(補償の対象となる方)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

1. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等について)

この保険は、ご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)はできません。ご契約内容をお確かめのうえ、お申込みください。

2. 告知義務(ご加入時にお申し出いただく事項)

- (1) 申込人または被保険者になる方には、危険に関する重要な事項のうち、引受保険会社が加入申込票にて告知を求める※印の項目(告知事項)について、ご加入時に事実を正確に告知する義務(告知義務)があります。
- (2) 申込人または被保険者の故意または重大な過失により、告知がなかった場合や、告知事項が事実と異なっている場合には、ご契約を解除することがあります。ご加入に際して、今一度お確かめください。

告知事項 (加入申込票の※印の項目)	同じ被保険者について、身体のケガに対して保険金が支払われる他の保険契約等(注)の有無
-----------------------	--

(注) タフ・ケガの保険、学生・子ども総合保険、タフ・ケガの保険(積立タイプ)等をいい、団体契約、生命保険、共済契約を含みます。

3. 死亡保険金受取人について

被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となります。また、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合または変更する場合は、必ず被保険者の同意を得てください。なお、同意のないまま契約された場合、この保険契約は無効となります。詳細はパンフレット等の該当箇所または普通保険約款・特約集をご確認ください。

4. 重大事由による解除

下記のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的としてケガまたは事故を発生させた場合
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- (3) 被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合
- (4) 複数の保険契約に加入することで被保険者の保険金額等の合計額が著しく過大となる場合 など
この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。

5. 無効、取消し、失効について

下記の事さらに該当した場合について、既に払い込んだ保険料の取扱いは以下のとおりです。

- (1) 以下のいずれかの場合は、この保険契約は無効となります。①は、既に払い込んだ保険料は返還できません。②は、保険料の全額を返還します。
① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合
② 被保険者の法定相続人以外の方を死亡保険金受取人とする場合に、保険契約者以外の方を被保険者とする保険契約について、その被保険者の同意を得なかった場合
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金受取人の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなる場合があります。この場合、既に払い込んだ保険料は返還できません。
- (3) 被保険者が死亡(注)した場合は、この保険契約は失効となります。この場合、既に払い込んだ保険料は普通保険約款・特約に定める規定により返還します。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
(注) 死亡保険金をお支払いするケガにより被保険者が死亡した場合は、傷害保険金部分の保険料は返還できません。

6. 保険責任開始期

保険責任は、始期日の午後4時(保険申込書に異なる時刻が記載されているときはその時刻)に始まります。

7. 保険金をお支払いできない主な場合

「契約概要のご説明」1. 商品の仕組みおよび引受条件等 2. 補償の内容等(1) 保険金をお支払いする場合とお支払いできない主な場合をご確認ください。

8. 解約と解約返れい金について

ご加入後、ご契約を解約する場合には、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までお申し出ください。解約の条件によっては、引受保険会社の定める規定により保険料を返還、または未払込分の保険料等を請求することがあります。また、返還される保険料があっても多くの場合は、払い込んだ保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご契約はぜひ継続することをご検討ください。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

9. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合等、業務または財産の状況が変化したときには、保険金、解約返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり金額が削減される場合があります。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻後3か月以内に発生した保険事故にかかる保険金は100%補償されます。

10. 万一、事故が発生した場合のご注意

1 事故の発生

- (1) 事故が発生した場合には、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- (2) 他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。

2 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金受取人は、後記<別表「保険金請求書類」>のうち引受保険会社が求める書類を提出する必要があります。なお、必要に応じて後記<別表「保険金請求書類」>以外の書類の提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

3 保険金のお支払時期

引受保険会社は2. 保険金の支払請求時に必要となる書類等に掲げる書類の提出を受けた後その日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、引受保険会社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

4 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細は普通保険約款・特約集をご確認ください。

<別表「保険金請求書類」>

(1)	保険金請求書（個人情報の取扱いに関する同意を含みます）		
(2)	引受保険会社の定める傷害状況報告書など ※事故日時、発生場所、原因等を申告する書類をいいます。また、事故状況を確認するためにこの報告書の他、(5)に掲げる書類も必要な場合があります。		
(3)	被保険者であることを確認する書類 書類の例 ・住民票、戸籍謄本 ・各種名簿 など		
(4)	保険金の請求権をもつことの確認書類 書類の例 ・印鑑証明書、資格証明書 ・戸籍謄本 ・委任状 ・未成年者用念書 ・事故日時や発生場所を証明する事故証明書 【質権が設定されている場合】・質権者への支払確認書 ・保険金直接支払指図書 ・債務額現在高通知書 など		
(5)	ケガに関する保険金を請求する場合に必要な書類		
①	保険事故の発生を示す書類 書類の例 ・公的機関が発行する証明書（事故証明書など） ・死亡診断書または死体検案書 など		
②	保険金支払額の算出に必要な書類 書類の例 ・引受保険会社の定める診断書 ・領収書 ・後遺障害診断書 ・レントゲン等の検査資料 など		
③	その他の書類 書類の例 ・運転資格を証する書類（免許証など） ・調査同意書（引受保険会社がケガの状況や程度などの調査を行うために必要な同意書） など		

<その他ご注意くださいこと>

1 保険金の代理請求について

被保険者の方に保険金を請求できない次のような事情がある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金を請求することができる制度（「代理請求制度」といいます）があります（被保険者の方に法定代理人がいる場合や第三者に保険金の請求を委任している場合は、この制度を利用できません）。

- 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合
- 引受保険会社が認める傷病名等の告知を受けていない場合 など

【被保険者の代理人となりうる方】

- ①被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ②上記①の方がいない場合や上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③上記①および②の方がいない場合や上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者（注）または上記②以外の3親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

万一、被保険者が保険金を請求できない場合に備えて、上記に該当する方々にご契約の存在や代理請求制度の概要等をお知らせくださるようお願いします。被保険者の代理人からの保険金請求に対して引受保険会社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金請求を受けたとしても、引受保険会社は保険金をお支払いできません。

2 ご契約内容および事故報告内容の確認について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適切かつ迅速・確実なお支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故にかかるご契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明の点は、引受保険会社までお問合わせください。

※具体的には、損害保険の種類、保険契約者名、被保険者名、保険金額、被保険者同意の有無、取扱損害保険会社等の項目について確認を行っています。

3 被保険者による保険契約の解約請求について

被保険者が保険契約者以外の方である場合において、次の①から⑥のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約を解約することを求めることができます。この場合、保険契約者は、引受保険会社に対する通知をもって、この保険契約を解約しなければなりません。

【被保険者が解約を求めることができる場合】

- ①この保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ②以下に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ・保険契約者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的としてケガを発生させ、または発生させようとした場合
 - ・保険金を受け取るべき方が、この保険契約に基づく保険金のご請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- ⑤保険契約者または保険金を受け取るべき方が、上記②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事たらを発生させた場合
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事からにより、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

※1 上記①に該当する場合は、その被保険者は、引受保険会社に対する通知をもって、この保険契約を解約することができます。その際は本人であることを証明する資料等を提出ください。

※2 解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

※3 解約請求により、その被保険者は保険期間のうち未経過であった期間について、被保険者でなくなります。

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含む）が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページ（<https://www.aicinissaydowa.co.jp/>）をご覧ください。

<ご加入いただく内容に関する確認事項(ご意向の確認)>

この保険商品およびご契約プランは、引受保険会社で把握したお客さま情報およびご意向に基づき提案させていただいております。加入申込票にご記入の内容が、最終的にお客さまのご意向に沿った内容であるか再度ご確認、ご了解のうえご加入ください。なお、ご不明な点などございましたら保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

●今回お申込みのご契約についてご確認をお願いいたします。

1. 被保険者氏名を加入申込票に記載して加入するご契約の場合は、被保険者に関する「氏名」「生年月日」「年令」「性別」について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。
 2. 「他の保険契約等」「保険金請求歴」について、正しい内容となっていることをご確認ください。
 3. 下記項目について、お客さまのご意向どおりとなっていることをご確認ください。
 - ①補償内容（お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など）
 - ②保険金額（ご契約金額）（型やパターンなど）
 - ③被保険者の範囲
- ※保険期間、保険料に関する事項については「契約概要のご説明」に記載のとおりの設定であることをご確認ください。

●現在ご加入のご契約（満期を迎えるご契約）にご不明な点がある場合には、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお申し出ください。

お問い合わせ窓口

保険商品・契約内容に関するお問い合わせ

【取扱代理店】	あいおいニッセイ同和インシュアランスサービス株式会社
【電話番号】	0120-101-373 ※おかけ間違いにご注意ください。

引受保険会社の連絡・相談・苦情窓口

引受保険会社へのご相談・苦情がある場合	事故が起こった場合
<p>0120-101-060 (無料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●受付時間 平日 9:00～17:00 ●土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます。 ●ご加入の団体名(公益財団法人 全日本スキー連盟)をお知らせください。「加入者証」等をお持ちの場合、お手元にご用意ください。 ●一部のご用件は営業店等からのご対応となります。 	<p>遅滞なくご加入の取扱代理店または下記にご連絡ください。</p> <p>あいおいニッセイ同和損保 あんしんサポートセンター 0120-985-024 (無料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●受付時間 24時間 365日 ●おかけ間違いにご注意ください。 ●IP電話からは 0276-90-8852(有料)におかけください。

指定紛争解決機関

引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)】 **0570-022-808**

- | | |
|---|--|
| ●受付時間[平日 9:15～17:00(土・日・祝日および年末年始を除きます)] | ●おかけ間違いにご注意ください。 |
| ●携帯電話からも利用できます。IP電話からは 03-4332-5241 におかけください。 | ●詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/) |

<引受保険会社> あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

お支払いする保険金のご説明【団体総合生活補償保険】＜傷害補償(MS&AD型)＞

団体総合生活補償保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご参照ください。

ケガに関する補償

■被保険者の範囲

ケガに関する補償の被保険者は、保険証券記載の被保険者となります。

■傷害補償(MS&AD型)特約の補償内容

1. 被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害（「ケガ」といいます）に対して保険金をお支払いします。

※ ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。

2. 傷害補償(MS&AD型)特約の補償内容は次のとおりです。

(注) 既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

(注) 「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

(注) 「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 ※ 保険期間中に、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。	(1) 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ④ 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥ 保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦ 被保険者に対する刑の執行 ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑩ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪ 上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 など (2) 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。 ① むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2 ② 細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 ※1 テロ行為によって発生したケガに関しては自動車セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
傷害後遺障害保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合 ※ 事故の発生の日からその日を含めて180日を超えて治療中である場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%~100%) ※ 保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 ※ 「傷害後遺障害等級第1~7級限定補償特約」がセットされた場合、被保険者に発生した後遺障害について、保険金支払割合が「42%以上」となるときに限り、傷害後遺障害保険金をお支払いします。	(3) 次のいずれかによって発生したケガについては、保険金をお支払いできません。 ① 被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間の事故 ② 被保険者が次のいずれかに該当する間の事故 ア. 乗用具(*1)を用いて競技等(*2)をしている間(ウ. に該当しない「自動車等を用いて道路上で競技等(*2)をしている間」を除きます) イ. 乗用具(*1)を用いて競技等(*2)を行うことを目的とする場所において、競技等(*2)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
			<p>に準ずる方法・態様により、乗用具(*1)を使用している間（ウ、に該当しない「道路上で競技等(*2)に準ずる方法・態様により、自動車等を使用している間」を除きます）</p> <p>ウ、法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等(*2)をしている間または競技等(*2)に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間</p> <p>③被保険者が山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます）をいい、登る壁の高さが5m以下のボルダリングは含みません）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p>(*1) 乗用具とは、自動車等またはモーターボート等をいいます。</p> <p>(*2) 競技等とは、競技、競争、興行（これらのための練習を含みます）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦）をいいます。</p>

お支払いする保険金および費用保険金のご説明【団体総合生活補償保険】 <団体スキー・スケート保険>

※「団体スキー・スケート保険」は、スキー・スケート賠償責任保険特約をセットした団体総合生活補償保険のペットネームです。

団体総合生活補償保険の普通保険約款、スキー・スケート賠償責任保険特約、その他主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款、特約）をご参照ください。

■用語のご説明

区分	用語	説明
共通	親族	配偶者、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
	スキー	スキーの板※を用いて雪（人工雪を含みます）上で行うスポーツをいいます。ただし、モノスキー、スノーボード、そり（類似するものを含みます）、ボブスレーおよびリュージュを除きます。 ※スキーの板とは、雪の上を歩き、滑って進むための板状のスポーツ用具であって、材質を問いません。
	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
スキー・スケート傷害保険特約	自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
	支払対象期間	傷害入院保険金、傷害通院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券記載の期間をいい、この期間内の入院、通院についてのみ保険金をお支払いします。
	手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 ・ 創傷処理 ・ 皮膚切開術 ・ デブリードマン ・ 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・ 抜歯手術 ・ 歯科診療固有の診療行為 ②先進医療※1に該当する診療行為※2 ※1 手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限り、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。 ※2 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、（診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与（全身・局所）、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます）。
	傷害	急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガをいいます。 （注）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます（継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状は含みません）。
	傷害手術保険金支払対象期間	事故の発生の日からその日を含めて「傷害入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。
	治療	医師が必要と認め、医師が行う治療をいいます。
	通院	病院・診療所に通い、または往診・訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。 （注）治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは、通院に含みません。
	入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

■ 団体スキー・スケート保険の補償内容

補償重複マークがある特約をセットされる場合のご注意

補償重複マークがある特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。
 補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。
 補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
 ※ 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

1. 団体スキー・スケート保険の補償内容は下表のとおりです。
2. 被保険者は、保険証券に被保険者として記載された方となります。また、スキー・スケート賠償責任保険特約については、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

特約名	補償内容	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
スキー・スケート賠償責任保険特約 補償重複	法律上の損害賠償責任	【スキー】 日本国内において、被保険者がスキーの目的をもって住居を出発してから帰着するまでの行程中に発生した偶然な事故により、被保険者が他人の身体の障害または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合	$\begin{matrix} \text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額} & + & \text{判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金} \\ & & - & \text{免責金額}(\ast) \text{ (0円)} \end{matrix}$ <p>被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額</p> <p>(*) 免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。</p> <p>※ 1回の事故につき、スキー・スケート賠償責任保険金額が限度となります。</p> <p>※ 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。</p> <p>※ 事故により損害賠償の請求を受けた場合、引受保険会社は、被保険者からの申出があり、かつ、被保険者の同意が得られれば、被保険者のために被害者との示談交渉を引き受けます。ただし、次のいずれかの場合は、引受保険会社による示談交渉はできません。</p> <p>① 被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額がスキー・スケート賠償責任保険金額を明らかに超える場合</p> <p>② 損害賠償請求権者が、引受保険会社と直接、折衝することに同意しない場合</p> <p>③ 正当な理由がなく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合</p> <p>④ 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合</p> <p>※ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額の決定については、事前に保険会社の承認が必要となります。</p> <p>※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*)の合計額が、損害の額(*)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*)1 ・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額(*)2から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*)1を限度とします。 <p>(*)1 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金また</p>	<p>(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>① 保険契約者、被保険者または法定代理人の故意</p> <p>② 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1</p> <p>③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>④ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑤ 上記④以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>(2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>① 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任</p> <p>② 被保険者の使用人（被保険者がスキーまたはスケートの補助者として使用する方を除きます）が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任</p> <p>③ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任</p> <p>④ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任※2</p> <p>⑤ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任</p> <p>⑥ 被保険者による暴行等に起因する損害賠償責任</p> <p>⑦ 航空機、船舶・車両（原動力が専ら人力であるもの等を除きます）、銃器（空気銃を除きます）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>など</p> <p>※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2 レンタル用品など、他人から借りたり、預かったりした物の損壊や使用不能に対する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては保険金をお支払いできません。</p>

特約名	補償内容	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
			は共済金の額をいいます。 (*2) 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。	
スキー・スケート傷害補償特約	ご自身の傷害(ケガ)	<p>【スキー】</p> <p>日本国内において、被保険者がスキーの目的をもって住居を出発してから帰着するまでの行程中に急激かつ偶然な外来の事故によってその身体にケガを被った場合、かつ、次の①から⑤のいずれかに該当する場合</p> <p>①傷害死亡保険金 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合</p> <p>②傷害後遺障害保険金 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合※1</p> <p>③傷害入院保険金 そのケガの治療のため、入院し、その入院が傷害入院保険金の免責期間※2を超えて継続した場合</p> <p>④傷害手術保険金 そのケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて傷害手術保険金支払対象期間内に手術を受けた場合</p> <p>⑤傷害通院保険金 事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の傷害通院保険金の免責期間が満了した日の翌日以降に、通院した場合</p> <p>※1 事故の発生の日からその日を含めて180日を超えて治療中である場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。</p> <p>※2 事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の免責期間が満了するまでの期間をいいます。</p>	<p>①傷害死亡保険金</p> <p style="text-align: center;">傷害死亡・後遺障害保険金額の全額</p> <p>※ 保険期間中に、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。</p> <p>②傷害後遺障害保険金</p> <p style="text-align: center;">傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%~100%)</p> <p>※ 保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p> <p>③傷害入院保険金</p> <p style="text-align: center;">傷害入院保険金日額 × 入院日数</p> <p>※ 傷害入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めて傷害入院保険金の支払対象期間内の入院を対象とし、1事故につき保険証券記載の傷害入院保険金の支払限度日数が限度となります。</p> <p>④傷害手術保険金</p> <p>1回の手術について次の額をお支払いします。</p> <p>a. 入院中に受けた手術</p> <p style="text-align: center;">傷害入院保険金日額 × 10</p> <p>b. 上記a. 以外の手術</p> <p style="text-align: center;">傷害入院保険金日額 × 5</p> <p>※ 入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。</p> <p>※ 手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険金お支払いの対象となる手術を同一日に複数回受けた場合は、1回の手術に対してのみ保険金をお支払いします。なお、同一の日に上記a. とb. の両方に該当する手術を受けた場合は、上記a. の手術を1回受けたものとし、1回の手術を2日以上にわたって受けた場合または手術料が1日につき算定される手術を複数回受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定される区分番号の手術について、その区分番号の手術を複数回受けた場合は、2回目以降の手術が保険金をお支払いする同じ区分番号の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません。(欄外のお支払例をご参照ください)。 <p>⑤傷害通院保険金</p> <p style="text-align: center;">傷害通院保険金日額 × 通院日数</p> <p>※ 傷害通院保険金の免責期間の満了日の翌日からその日を含めて傷害通院保険金の支払対象期間内の通院を対象とし、1事故につき、保険証券記載の傷害通院保険金の支払限度日数が限度となります。</p> <p>※ 通院しない場合においても、約款所定の部位のケガによりその部位を固定するため</p>	<p>(1) 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。</p> <p>① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為</p> <p>③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故</p> <p>ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間</p> <p>イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間</p> <p>ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間</p> <p>④ 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失</p> <p>⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑥ 保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置</p> <p>⑦ 被保険者に対する刑の執行</p> <p>⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1</p> <p>⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑩ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑪ 上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>⑫ 被保険者が山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます)等)をいい、登る壁の高さが5m以下のボルダリングは含みません)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故</p> <p>(2) 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。</p> <p>① むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2</p> <p>② 細菌性食中毒・ウイルス性食中毒など</p> <p>※1 テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p>

特約名	補償内容	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
			に、医師の指示によりギブス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。	

■任意でセットできる主な特約

任意でセットできる主な特約とその概要は下記のとおりです。

特約名	特約の概要
雪上滑走スポーツ補償特約	スキーのほか、スノーボード等雪上滑走スポーツ※による事故を補償する特約です。 ※雪上滑走スポーツとは、スキー、モノスキー、スノーボード等、そのスポーツ用に設計された板またはボードを使用し、雪（人工雪を含みます）上を動力を用いずに滑走することを主な目的としたスポーツをいいます。ただし、そり、ボブスレー、リュージュは含みません。

お支払いする保険金のご説明【団体総合生活補償保険】 <団体スポーツ賠償責任保険>

※「団体スポーツ賠償責任保険」は、スポーツ賠償責任保険特約をセットした団体総合生活補償保険のペットネームです。

団体総合生活補償保険の普通保険約款、スポーツ賠償責任保険特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款、特約）をご参照ください。

■スポーツ賠償責任保険特約の補償内容

ご注意

この特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、契約の可否を判断のうえ、ご加入ください。

※ 複数あるご契約のうち、これらの補償を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

1. スポーツ賠償責任保険特約の補償内容は下表のとおりです。
2. 被保険者は、保険証券に被保険者として記載された方となります。また、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。
3. この保険において、対象となるスポーツは、保険証券に記載のものをいいます。

補償内容	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
法律上の損害賠償責任	日本国内外において、被保険者が行うスポーツの練習中、競技中または指導中に発生した偶然な事故により、被保険者が他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 </div> <div style="font-size: 2em;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 </div> <div style="font-size: 2em;">-</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 </div> <div style="font-size: 2em;">-</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 免責金額（*） （0円） </div> </div>	(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または法定代理人の故意 ② 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 (2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 被保険者と同居する親族※2に対する損害賠償責任 ② 被保険者の使用人（被保険者がスポーツの補助者として使用する方を除きます）が被保険者の事業または業務に従事中被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ③ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任 ④ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任※3 ⑤ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑥ 被保険者による暴行等に起因する損害賠償責任 ⑦ 航空機、船舶・車両（原動力が専ら人力であるもの等を除きます）、銃器（空気銃を除きます）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑧ 罰金、違約金、または懲罰的賠償額に対する損害賠償責任 など
		(*）免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。 ※ 1回の事故につき、スポーツ賠償責任保険金額が限度となります。 ※ 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 ※ 事故により損害賠償の請求を受けた場合、引受保険会社は、被保険者からの申出があり、かつ、被保険者の同意が得られれば、被保険者のために被害者との示談交渉を引き受けます。ただし、次のいずれかの場合は、引受保険会社による示談交渉はできません。 ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の総額がスポーツ賠償責任保険金額を明らかに超える場合 ② 損害賠償請求権者が、引受保険会社と直接、折衝することに同意しない場合 ③ 正当な理由がなく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合 ④ 日本国外で発生した事故の場合または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 ※ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額の決定については、事前に保険会社の承認が必要となります。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額（*1）の合計額が、損害の額（*2）を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額（*1） ・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額（*2）から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（*1）を限度とし	※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 親族とは、配偶者（*）、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。 (*）配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。 ※3 レンタル用品など、他人から借りたり、預かったりした物の損壊や使用不能に対する損害賠償責任を負担する

補償内容	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		<p>ます。</p> <p>(※1) 支払責任額は、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p> <p>(※2) 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。</p>	<p>ことよって被った損害に対しては保険金をお支払いできません。</p>

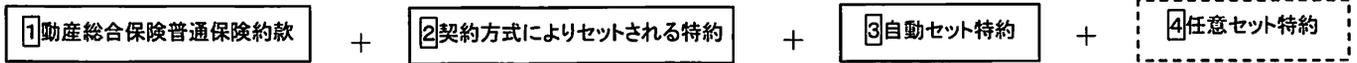
		<p>④事故原因調査費用(応急的に事故原因を調査する場合に限りです。)</p> <p>⑤事故現場の後片付け・清掃費用</p> <p>⑥被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するために要した交通費または宿泊費</p> <p>⑦通信費</p> <p>【お支払いする保険金の額】</p> <p>1事故および保険期間中につき、次のいずれかのうち最も低い額を限度として保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この特約が適用される特別約款の身体障害の1事故の支払限度額 ・この特約が適用される特別約款の財物損壊の1事故の支払限度額 ・1,000万円。 <p>ただし、⑧に規定する費用については、被害者1名について10万円(うち見舞品の購入費用については3万円)を限度とします。</p>
	保険金をお支払いできない主な場合	
	基本契約の【保険金をお支払いできない主な場合(共通)】に同じ	
特約	保険金をお支払いする主な場合	お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額
訴訟対応費用補償特約	<p>普通保険約款および特別約款(これらにセットされる特約を含みます。)の保険金を支払う場合の規定に定める事故が保険期間中に発生した場合において、被保険者が訴訟対応費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p>	<p>【お支払いの対象となる損害の範囲】</p> <p>訴訟対応費用を負担することによって被る損害。訴訟対応費用は、被保険者が、事故に起因して日本国内の裁判所に提起されまたは申立てられた被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟、調停等の対応に要した次のいずれかに該当する費用のうち、必要かつ有益な、引受保険会社の同意を得て支出した費用に限りします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①意見書または鑑定書作成のために必要な費用 ②外注コピーの費用 ③増設コピー機の賃借費用 ④事故等再現実験費用(事故原因調査費用を含み、事故後の製品開発等を目的とする実験費用は含みません。) ⑤相手方当事者または裁判所に提供する文書作成費用 ⑥被保険者の使用人に対して支払う超過勤務手当または臨時雇用費用 ⑦被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費 <p>【お支払いする保険金の額】</p> <p>1事故および保険期間中につき、次のいずれかのうち最も低い額を限度として保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この特約が適用される特別約款の身体障害の1事故の支払限度額 ・この特約が適用される特別約款の財物損壊の1事故の支払限度額 ・1,000万円
	保険金をお支払いできない主な場合	
	基本契約の【保険金をお支払いできない主な場合(共通)】に同じ	

(2020年6月承認)A20-101179

動産総合保険の普通保険約款・主な特約の補償内容(お支払いする保険金および費用保険金)についてご説明します。詳細につきましては、普通保険約款およびそれぞれの特約をご参照ください。

1. 商品のしくみ

動産総合保険は、普通保険約款に各種特約をセットしてご契約いただきます。ご契約時のお申出にかかわらず、契約条件および保険の対象に応じて自動的にセットされる特約(自動セット特約)がございますのでご注意ください。



2. 補償内容

1 普通保険約款の補償内容

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
損害保険金	偶然な事故によって保険の対象に発生した損害に対して、損害保険金をお支払いします。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 損害の額^(注1)－免責金額(3,000円) </div> <p style="text-align: center;">< 保険金額^(注2)限度 ></p>	① 保険契約者、被保険者(補償の対象となる方)またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害 ② ①に規定する者以外の者が保険金受取人である場合において、その受取人またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害 ③ 保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と世帯を同じくする親族の故意による損害 ④ 差押え、取用、没収、破壊等公権力の行使による損害 ⑤ 保険の対象の欠陥による損害 ⑥ 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質によるむれ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害またはねずみ食い、虫食い等によって生じた損害 ⑦ 加工着手後に発生した損害。ただし、自動セットされる「加工中の限定危険補償特約」により、加工着手から加工終了までの間の損害に対しては、火災、落雷、破裂または爆発、風災等に限定して、保険金をお支払いします。 ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変による損害 ⑨ 地震、噴火、津波によって発生した損害(これらの事由によって発生した事故が延焼または拡大して発生した損害を含みます) ⑩ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性によって発生した損害 ⑪ 上記⑩以外の放射線照射もしくは放射能汚染によって発生した損害またはこれらに随伴して発生した損害 ⑫ 台風・暴風雨・豪雨等による洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災による
	(例) ・火災・落雷・破裂・爆発 ・盗難 など	【損害の額】 保険価額 ^(※1) によって定めます。損害が生じた保険の対象を修理することができるときには保険価額 ^(※1) を限度とし、次の算式 ^(※2) によって算出した額とします。	
		<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">修理費</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">－</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">修理によって保険の対象の価額^(※3)が増加した場合はその増加額^(※4)</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">－</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">修理に伴って生じた残存物がある場合はその価額</div> </div>	
		(※1) 保険価額 損害の生じた地および時における保険の対象の価額 ^(※3) をいいます。	
		(※2) 次の算式 算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。	
	(※3) 保険の対象の価額 再調達価額 ^(※5) から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額 ^(※6) を差し引いた額をいいます。ただし、保険の対象が商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材の場合は、損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力等のものを再作成または再取得するのに要する額 ^(注) をいいます。貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品である場合は、損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。 (注) 再作成または再取得するのに要する額がその保険の対象の損害が生じた地および時における市場流通価額を上回る場合には、市場流通価額とします。		
	(※4) 増加額 保険の対象が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その保険の対象の再調達価額 ^(※5) の50%に相当する額を限度とします。ただし、保険の対象が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その保険の対象の再調達価額 ^(※5) の90%に相当す		

		<p>る額を限度とします。</p> <p>(※5) 再調達価額 保険の対象と同種のもを再築または再取得するのに要する額をいいます。</p> <p>(※6) 減価額 保険の対象が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その保険の対象の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、保険の対象が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その保険の対象の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。</p> <p>(注1) 保険証券に免責金額の記載がある場合は、免責金額を差し引きます。ただし、全損^(注3)の場合および火災、落雷または破裂もしくは爆発による事故の場合は、差し引きません。</p> <p>(注2) 保険金額が保険価額を超える場合は保険価額とします。</p> <p>(注3) 損害の額が保険価額以上の場合または保険の対象を積載している輸送用具の行方が60日間わからない場合などをいいます。</p> <p>(*) 保険金額は保険価額と同額で設定してください。保険価額より低く設定すると、その割合に応じて保険金が削減されますのでご注意ください。また、保険価額を超えて設定した場合、その超過分は、保険金をお支払できません。</p> <p>【保険金支払後の保険金額】 損害保険金の支払額が、1回の事故につき、保険金額に相当する額となった場合、その保険金支払の原因となった損害の発生した時にご契約は終了します。保険金額に相当する額とならないかぎり、保険金のお支払いが何回あっても、保険金額は減額されずにご契約は満期日まで有効です。</p>	<p>損害</p> <p>⑬電気的事故・機械的事故による損害</p> <p>⑭修理・清掃等の作業上の過失等による損害</p> <p>⑮詐欺・横領・紛失・置忘れによる損害 など</p>
残存物取片づけ費用保険金	<p>事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用[※]に対して、残存物取片づけ費用保険金をお支払いします。</p> <p>※取壊し費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。</p>	<p>実費</p> <p>ただし、損害保険金の10%に相当する額が限度となります。</p>	
損害防止費用	<p>事故発生時に、損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な費用に対して、損害防止費用をお支払いします。</p>	<p>実費</p> <p>ただし、保険金額^(注)から、損害保険金を差し引いた額が限度となります。</p> <p>(注) 保険金額が保険価額を超える場合は保険価額とします。</p>	
権利保全行使費用	<p>事故発生時に、当社が取得する損害賠償請求権その他の債権の保全および行使に必要な手続きのために支出した費用に対して、権利保全行使費用をお支払いします。</p>	<p>実費</p>	

②契約方式により必要となる特約

基本契約の補償内容に加え、各契約方式の場合に特約等がセットされ、次の項目が追加されます(記載のない事項は基本契約に準じます)。

契約方式	契約方式の内容	特約等
<p>特定動産契約</p> <p>個人または法人、個人事業主が所有する特定の動産を保険の対象とする契約方式で、所在場所不特定方式と所在場所特定方式があります。保険金額は、対象とする動産を特定し1個または1組ごとに設定します。</p>		
<p>所在場所不特定方式</p>	<p>所在場所を特定せず、日本国内または保険証券に記載された補償地域で補償します。</p>	—
<p>所在場所特定方式</p>	<p>収容建物または所在敷地内により特定した保険証券に記載された保管場所内のみ補償します。</p>	<p>特定動産所在場所特定契約方式特約</p>
<p>商品・在庫品契約(普通契約方式)</p>	<p>流通過程にある商品、在庫品を保険の対象とする契約方式です。保険証券に記載された保管場所および運送区間において保管または運送されている間に発生した損害を補償します。</p> <p>【お支払いする損害保険金の額】 保管中: 損害の額(保険金額^{※1}限度)。ただし、保険金額が保管場所の在庫高より低い場合は、損害の額に、損害発生時のその保管場所の在庫高に対する保険金額の割合を乗じた額をお支払いします。 運送中: 損害の額(1事故につき、支払限度額限度)。ただし、運送保険金額^{※2}が運送保険価額^{※3}より低い場合は、損害の額に、運送保険価額^{※3}に対する運送保険金額^{※2}の割合を乗じた額を、支払限度額を限度にお支払いします。</p> <p>※1 保険金額が保管場所の在庫高を超える場合は保管場所の在庫高とします。 ※2 保険証券に記載された延べ輸送額をいいます。</p>	<p>商品普通契約方式特約</p>

契約方式	契約方式の内容	特約等
	※3 損害発生直前の応当期間の延べ輸送額をいいます。	
現金・小切手・有価証券 契約 (普通契約方式)	保管中、運送中の現金・有価証券を保険の対象とする契約方式です。保険証券に記載された保管場所および運送区間において保管または運送されている間に発生した損害を補償します。 【お支払いする損害保険金の額】 保管中: 損害の額(保険金額 ^{※1} 限度)。ただし、保険金額が保管場所の保管高より低い場合は、損害の額に、損害発生時のその保管場所の保管高に対する保険金額の割合を乗じた額をお支払いします。 運送中: 損害の額(1事故につき、支払限度額限度)。ただし、運送保険金額 ^{※2} が運送保険価額 ^{※3} より低い場合は、損害の額に、運送保険価額 ^{※3} に対する運送保険金額 ^{※2} の割合を乗じた額を、支払限度額を限度にお支払いします。 ※1 保険金額が保管場所の保管高を超える場合は保管場所の保管高とします。 ※2 保険証券に記載された延べ輸送額をいいます。 ※3 損害発生直前の応当期間の延べ輸送額をいいます。	現金・小切手普通 契約方式特約
展示契約 (展示品契約A号特約 (展示一貫))	展示会・見本市などの出品物を保険の対象とする契約方式です。保険証券に記載された展示場所・保管場所および運送区間において展示・保管または運送されている間に発生した損害を補償します。	展示品契約特約 (A)
巡回販売契約 (巡回販売A号特約 (期間建契約))	不特定の場所を巡回して販売する商品を保険の対象とする契約方式です。巡回販売の目的で保険証券に記載された保管場所から搬出された時からもとの保管場所に搬入されるまでの間に発生した損害を補償します。 【お支払いする損害保険金の額】 損害の額(1名の販売員または1台の車両につき定めた支払限度額限度)。ただし、保険金額が総持ち出し価額 [※] より低い場合は、損害の額に、損害発生時の総持ち出し価額 [※] に対する保険金額の割合を乗じた額を、1名の販売員または1台の車両につき定めた支払限度額を限度にお支払いします。 ※保険証券に記載された保管場所から、巡回販売に出ている販売員または車両により持ち出された保険の対象の価額の合計額をいいます。	巡回販売契約特約 (A)
商品付帯契約	メーカー、小売店等が商品販売促進のため、自ら製造・販売する特定の商品を保険の対象とし、購入者を被保険者とする契約方式です。商品購入後の一定期間(通常1年間)に発生した所定の偶然な事故による損害を補償します。個別にセットされた特約等に従い、保険金をお支払いします。	■個別に特約をセ ットします。
リース・レンタル契約	リース・レンタル会社が所有権を有し契約書に基づいてリース・レンタルする物件を保険の対象として、包括的にお引受けする契約方式です。個別にセットされた特約等に従い、保険金をお支払いします。	■個別に特約をセ ットします。
ガソリンスタンド 包括契約	ガソリンスタンド敷地内に所在する機器 [※] 、現金・商品、ガラスを包括的に保険の対象とする契約方式です。ガソリンスタンド敷地内機器は基本契約に準じて保険金をお支払いしますが、現金・商品は盗難による損害、ガラスは偶然な事故による破損の損害に対して保険金をお支払いします。 ※給油機(ポータブルを含み)、地下または建物内の配管を除きます)、洗車機、オートリフト、コンプレッサー、スチームクリーナー、看板等をいいます。 【お支払いする損害保険金の額】 ガソリンスタンド敷地内機器: 損害の額(保険金額限度) 現金・商品: 損害の額(保険金額限度)。ただし、現金・受取小切手の場合は、1事故および保険期間通算で15万円限度。 ガラス: 損害の額(ガラス1枚につき10万円限度)。	ガソリンスタンド包 括契約特約

③自動セット特約の内容

次の特約が自動的にセットされることにより、普通保険約款の補償内容(条件)が変更されます。

特約	特約の主な内容
1時間未満の電力停止等による損害対象外特約	電力の停止または異常な供給により、保険の対象のうち商品、製品、半製品、仕掛品、原材料、副産物および副資材等のみが損害を受けた場合には、その損害に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、停止または異常が1時間以上にわたった場合を除きます。
温・湿度変化損害対象外特約	温度、湿度の変化または空気の乾燥、酸素の欠如によって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、その損害が、火災、落雷、破裂または爆発によって発生した場合を除きます。
格落損害対象外特約	損傷が発生したことによって価値が低下したことによる損害については保険金をお支払いできません。ただし、保険の対象が美術品または骨董品である場合には、保険金をお支払いします。
加工中の限定危険補償特約	保険の対象の加工着手から加工終了までの間に火災、落雷、破裂または爆発、風災等によって発生した損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、その損害が加工または製造に直接起因している場合を除きます。
管球類単独損害対象外特約	真空管、電球その他これらに類似の管球類に発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。
航空運賃対象外特約	修理費に航空運賃が含まれている場合は、航空輸送によって増加した費用に対しては、保険金をお支払いできません。
国内のみ補償特約	保険の対象が日本国内にある間に発生した事故による損害についてのみ、保険金をお支払いします。
混入・目減り危険等対象外特約	汚染、異物の混入、純度の低下、固形化、化学変化、品質の低下、目減りその他類似の事由に起因して発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。
擦損危険等対象外特約	かき傷、すり傷、かけ傷、汚れ、しみまたは焦げなどの単なる外形上の損傷に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。
使用人の不誠実行為対象外特約	保険契約者、被保険者または使用人等が関与した窃盗、強盗、詐欺、横領、背任、恐喝等の不誠実行為による損害に対しては、保険金をお支払いできません。
消耗品単独損害対象外特約	消耗品に単独に発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。

特約	特約の主な内容
自力救済行為等対象外特約	被保険者もしくは被保険者の取引先および保険の対象の使用、管理を委託された者の倒産等に随伴して発生した、窃盗、強盗、差押え、没収、債権者およびその関係者による自力救済行為等に起因して保険の対象に発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。
脱毛危険対象外特約	保険の対象の脱毛による損害に対しては、保険金をお支払いできません。
地中・水中・空中危険対象外特約	保険の対象が地中もしくは水中にある間または空中に浮遊している間に発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。
吹込み・雨漏り損害限定補償特約	台風、旋風、暴風、竜巻などによる雨などの吹込みまたは雨漏りによって発生した損害に対しては、保険の対象を保管する建物またはその開口部が直接破損したために発生した場合に限り、保険金をお支払いします。
万引き・品不足危険対象外特約	万引きその他保険証券に記載された保管場所に不法に侵入しなかった者によりなされた盗取による損害(ただし、その者が暴行または脅迫した場合を除きます)、検品または棚卸しの際に発見された数量の不足による損害(ただし、不法に侵入した第三者の盗取による損害を除きます)または、保険の対象の受渡しの過誤等、事務的・会計的な間違いによる損害に対しては、保険金をお支払いできません。
冷凍・冷蔵・保温物特約	冷凍・冷蔵・保温装置または設備の破壊・変調・機能停止等による損害に対しても、保険金をお支払いできません。

特約	特約の主な内容
楽器特約	弦 [※] の切断や打楽器の打皮の破損は、他の部分と同時に損害を被った場合にのみ、保険金をお支払いします。音色、音質の変化の損害は、保険金をお支払いできません。 ※ピアノ線を含みます。
現金・有価証券特約	有価証券の範囲、保険価額、保険金をお支払いできない場合等について定める特約です。
耕工作車特約	登録等を受けている車両に発生した損害や無資格運転・飲酒運転の場合に発生した損害およびキャタピラ、フォーク、ハンマ、電球、ワイヤー、潤滑油等に単独に発生した損害等については、保険金をお支払いできません。
自動販売機等特約	自動販売機に発生した汚れ、すり傷等外形上のみの損傷で機能に支障をきたさない損害、ブラウン管や電球等の管球類に単独に発生した損害の場合は、保険金をお支払いできません。 また、収容商品または収容現金が保険の対象の場合には、機械の変調により規定量より多く出ることによって発生した損害や、検品時の数量不足、偽造紙幣等による損害に対しても、保険金をお支払いできません。
什器・備品等特約	什器・備品(一式) [※] について、保険証券に記載された保管場所に保管されている間に発生した損害に限り、保険金をお支払いします。また、ガラス部分に関しては、他の部分と同時に損害を被った場合にのみ、保険金をお支払いします。 ※商品、原材料、仕掛品、半製品および副産物、造作および建物の付属設備、通貨、有価証券、印紙、切手およびその他これらに類する物、1個または1組の価額が30万円を超える宝石・貴金属・美術品、稿本(本などの原稿)、設計図等は含まれません。
修理付帯費用保険金補償特約	火災、落雷または破裂もしくは爆発の事故により保険の対象に損害が発生した結果、その保険の対象の復旧に当たり、当社の承認を得て支出した損害の原因調査費用や仮修理費用等の必要かつ有益な費用に対して、修理付帯費用保険金をお支払いします。ただし、居住の用に供する部分または営業用倉庫敷地内にある保険の対象にかかわる費用に対しては、修理付帯費用保険金をお支払いできません。
宝石・貴金属特約(A)	宝石・貴金属について、保管場所の営業時間外は、金庫 [※] 内に保管かつ施錠されている間に発生した損害に対してのみ、保険金をお支払いします。また、運送中または巡回販売中は、金庫外で保管中に発生した盗難や車両積載中の損害に対しては保険金をお支払いできません。 ※耐火定置式のものをいい、手提げ金庫等可動式のものを除きます。
臨時費用・残存物取片づけ費用対象外特約(商品付帯用)	商品付帯契約の場合に、臨時費用保険金および残存物取片づけ費用保険金を補償対象外とする特約です。
装飾品の単独損害対象外特約	保険の対象のうち、装飾品類に発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。
テロ行為等対象外特約	直接であると間接であるとを問わず、テロ行為等(政治的、社会的、宗教的または思想的な主義・主張を有する組織もしくはこれと連携する者がその主義・主張を実現する目的によってなす暴力行為または破壊行為)によって発生した損害については、いかなる場合も保険金をお支払いできません。保険金額10億円以上の場合に必ずセットされます。
臨時費用対象外特約	臨時費用保険金を補償対象外とする特約です。

4 主な任意セット特約の内容

次の特約をセットすることにより、補償内容(条件)を追加または削除することができます(別途保険料の払込みが必要な場合があります)。

(1) 補償される範囲を縮小する特約

特約	特約の主な内容
風災危険対象外特約	台風、旋風、暴風、竜巻等の風災 [※] によって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ※洪水、高潮等を除きます。
騒擾危険等対象外特約	騒擾およびこれに類似の集団行動に起因して発生した損害の場合は、保険金をお支払いできません。

特約	特約の主な内容
火災、落雷、破裂・爆発、盗難危険のみ補償特約	火災、落雷、破裂または爆発、盗難による損害に限り、保険金をお支払いします。
運送中の破曲損対象外特約	運送中 [※] に発生した破損、すり傷または曲がりもしくはへこみによる損害の場合は、保険金をお支払いできません。ただし、火災、爆発や輸送用具の脱線、転覆、墜落、沈没、他物との衝突等による損害の場合はお支払いします。 ※積替えのための一時保管を含みます。
運送中の盗難・不着危険対象外特約	運送中 [※] に発生した盗難または不着によって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ※積替えのための一時保管を含みます
作業危険対象外特約(展示用)	開梱・梱包・陳列・飾り付け・撤去およびそれらの作業に伴う移動または運搬作業中に発生した破損・汚損等の損害の場合は、保険金をお支払いできません。

(2) 補償される範囲を拡大する特約

特約	特約の主な内容
修理危険補償特約	修理・清掃等の作業上の過失等による損害に対して保険金をお支払いします。
電氣的・機械的的事故補償特約	外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的的事故によって発生した損害に対して、保険金をお支払いします。

(3) 補償条件に関する特約

特約	特約の主な内容
免責金額特約	1回の事故によって発生した損害の額が保険証券に記載された免責金額を超える場合に限り、その超過額に対して損害保険金をお支払いします。ただし、全損の場合および火災、落雷、破裂または爆発による事故の場合を除きます。
縮小支払特約	損害保険金の額を、保険証券に記載された縮小支払割合に縮小してお支払いする特約です。
全損のみ補償特約	保険の対象が全損となった場合にのみ保険金をお支払いします。
支払限度額特約	1事故につき、保険証券に記載された支払限度額を限度として損害保険金をお支払いします。また、保険期間中を通じての損害保険金の総計は、保険証券に記載された支払限度額を超えないものとします。
残存物取片づけ費用保険金対象外特約	残存物取片づけ費用保険金を補償対象外とする特約です。
1点支払限度額特約	個々の保険の対象1点(付属品を含みます)につき、保険証券に記載された支払限度額を限度として損害保険金をお支払いします。
金庫内収容中危険のみ補償特約	保険の対象が金庫 ^{※1} 内に収容されている間に発生した事故による損害に対してのみ、保険金をお支払いします。ただし、営業時間外 ^{※2} において、その金庫が施錠されていない場合に発生した盗難による損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ※1 耐火定置のものをいい、手提げ金庫など可動式のものを除きます。 ※2 保険証券に記載された保管場所が無人となり、人による継続的な監視がなされない状態を含みます。
営業時間外金庫内収容中のみ補償特約	保管場所の営業時間外 ^{※1} に発生した盗難による損害に対しては、保険の対象が施錠された金庫 ^{※2} に収容されていた場合に限り、保険金をお支払いします。 ※1 保険証券に記載された保管場所が無人となり、人による継続的な監視がなされない状態を含みます。 ※2 耐火定置のものをいい、手提げ金庫など可動式のものを除きます。
オールリスク修理付帯費用保険金補償特約	修理付帯費用をお支払いする事故を「火災、落雷、破裂・爆発」に限定せず、「損害保険金をお支払いする事故」に拡大して修理付帯費用保険金をお支払いします。
損害賠償請求権不行使特約	保険証券に記載された者の過失によって発生した損害について、当社がこれらの者に対する損害賠償請求権を取得した場合には、その権利を行使しないこととする特約です。
協定保険価額特約	美術品・骨董品等、一般的な評価基準で把握し難いものについて、ご契約時に約定した保険証券に記載された保険の対象の価額を保険価額(時価額)とする特約です。
実損払特約	前記2. ①の「お支払いする保険金の額」の算式にかかわらず、損害の額から免責金額を差し引いた額を損害保険金としてお支払いします。ただし、保険金額が限度となります。
新価保険特約	損害の額を再調達価額により算出することとする特約です [※] 。減価割合が5割以下の物件を保険の対象とする場合にセットできます。ただし、損害の発生した日から2年以内に復旧しない場合には、時価額により損害の額を算出して損害保険金をお支払いします。 ※保険金額が再調達価額に満たない場合は、保険金額の再調達価額に対する割合に応じて保険金をお支払いします。

【契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明】

- この書面は、動産総合保険に関する重要な事項を説明しています。ご加入前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。
 - お申込みいただく際には、加入申込票等に記載の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。
 - この書面は、契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、パンフレット等の該当箇所、普通保険約款・特約集または保険証券（注）をご確認ください。ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
- （注）普通保険約款・特約集、保険証券は保険契約者である団体等に交付されます。

契約概要

保険商品の内容を
ご理解いただくための
事項

注意喚起情報

ご加入に際して加入依頼者・被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください

I. ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

契約概要

この保険は、企業等の団体等を保険契約者とし、その構成員（従業員等）をご加入者とする団体保険契約です。保険料についてはご加入者から集めた保険料相当額を保険契約者から引受保険会社に払い込みいただきます。

また、動産総合保険とは、火災・盗難などの偶発の事故により、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品に損害が発生した場合に保険金をお支払いします。

(2) 基本となる補償、保険の対象および保険金額の設定方法等

①基本となる補償

契約概要

注意喚起情報

保険金をお支払いする主な場合と保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。臨時費用対象外特約が必ずセットされるため、臨時費用保険金はお支払いできません。詳しくは普通保険約款・特約集をご参照ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
損害保険金	偶発的な事故によって、被保険者の所有するスキー用品（またはスノーボード用品）（保険の対象）に発生した損害
残存物取片づけ費用保険金	事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用（※） ※ 取壊し費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。
損害防止費用	事故発生時に、損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な費用
権利保全行使費用	事故発生時に、引受保険会社が取得する損害賠償請求権その他の債権の保全および行使に必要な手続きのために支出した費用

■保険商品・契約内容に関するお問合わせ

【取扱代理店】 あいおいニッセイ同和インシュアランスサービス株式会社
【電話番号】 0120-101-373 ※おかけ間違いにご注意ください。

引受保険会社の連絡・相談・苦情窓口

引受保険会社へのご相談・苦情がある場合

下記にご連絡ください。

0120-101-060（無料）

※受付時間：平日 9:00～17:00
土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます

※ご加入の団体名（会社・官公庁・学校・組合・会等）をお知らせください。

「加入者証」等をお持ちの場合、お手元にご用意ください。

※一部のご利用は営業店等からのご対応となります。

事故が起こった場合

速滞なくご加入の取扱代理店または下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保
あんしんサポートセンター
0120-985-024（無料）

※受付時間 [24 時間 365 日]
※IP 電話からは 0276-90-8852 (有料) におかけください。
※おかけ間違いにご注意ください。

指定紛争解決機関

引受保険会社との間で問題を解決できない場合

注意喚起情報

引受保険会社は、保険業法に基づき金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル (全国共通・通話料有料)] 0570-022-808

※ 受付時間 [平日 9:15～17:00 (土日・祝日および年末年始を除きます)] ※ 携帯電話からも利用できます。
※ IP 電話からは 03-4332-5241 におかけください。 ※ おかけ間違いにご注意ください。
※ 詳細は一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/)

保険金をお支払いできない主な場合
ア. 保険契約者または被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害
イ. 地震、噴火、津波によって発生した損害
ウ. 台風、暴風雨・豪雨等による洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災による損害
エ. 紛失または置忘れによって発生した損害
オ. 被保険者や使用人等が関与した窃盗、強盗、恐喝等の不誠実行為による損害（使用人の不誠実行為対象外特約 ^(注) ）
カ. すり傷、汚れ、しみなどの単なる外形上の損傷。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。（擦損危険等対象外特約 ^(注) ）
キ. 真空管、電球その他これらに類似の管球類に発生した損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。（管球類単独損害対象外特約 ^(注) ）
ク. 損害を受けたために臨時に発生する費用（携行品一式契約特約（個人型）または携行品一式契約特約（家族型）） など (注) これらの特約はすべての保険契約に自動的にセットされます。

	認められる物の市場流通価額をいいます。 (※4) 保険の対象が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その保険の対象の再調達価額 ^(※5) の50%に相当する額を限度とします。ただし、保険の対象が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その保険の対象の再調達価額 ^(※5) の90%に相当する額を限度とします。 (※5) 保険の対象と同種のを再築または再取得するのに要する額をいいます。 (※6) 再作成または再取得するのに要する額がその保険の対象の損害が生じた地および時における市場流通価額を上回る場合には、市場流通価額とします。
残存物取片づけ費用保険金	実費 ただし、損害保険金の10%に相当する額が限度となります。
損害防止費用	実費 ただし、保険金額 ^(注) から、損害保険金を差し引いた額が限度となります。 (注) 保険金額が保険価額（時価額）を超える場合は保険価額（時価額）とします。
権利保全行使費用	実費

②お支払いする保険金の額

契約概要

注意喚起情報

保険金の種類	お支払する保険金の額					
損害保険金	<p>損害の額 - 免責金額 (3,000 円) < 保険金額^(注) 限度 ></p> <p>(注) 保険金額が保険価額（時価額）^(※1)を超える場合は保険価額（時価額）^(※1)とします。</p> <p>【損害の額】 損害の額は保険価額（時価額）^(※1)によって定めます。損害が生じた保険の対象を修理することができる場合には保険価額（時価額）^(※1)を限度とし、次の算式によって算出した額とします。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">修理費 (※2)</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">修理によって保険の対象の価額^(※3)が増加した場合はその増加額^(※4)</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">修理に伴って生じた残存物がある場合はその価額</td> </tr> </table> <p>(※1) 損害の生じた地および時における保険の対象の価額^(※3)をいいます。 (※2) 損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、引受保険会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。 (※3) 再調達価額^(※5)から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額^(※4)を差し引いた額をいいます。ただし、保険の対象が商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材の場合は、損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力等のものを再作成または再取得するのに要する額^(※6)をいい、貴金属、宝玉石および宝飾品ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品である場合は、損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同等と</p>	修理費 (※2)	-	修理によって保険の対象の価額 ^(※3) が増加した場合はその増加額 ^(※4)	-	修理に伴って生じた残存物がある場合はその価額
修理費 (※2)	-	修理によって保険の対象の価額 ^(※3) が増加した場合はその増加額 ^(※4)	-	修理に伴って生じた残存物がある場合はその価額		

③複数のご契約があるお客さまへ（補償が重複する可能性のある特約のご注意）

注意喚起情報

他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額（支払限度額）等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※ 複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

④保険の対象

契約概要

保険の対象は被保険者の所有するスキー用品（またはスノーボード用品）です。詳細は、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(3) 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

①保険期間

保険期間（保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます）は1年間です。

お客さまの保険期間につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

②補償の開始

始期日の午後4時（加入申込票等またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）に開始します。

③補償の終了

満期日の午後 4 時に終了します。

詳細は、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

2 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

契約概要

保険料は、保険金額、保険期間、セットする特約等により決まります。実際に払い込んでいただく保険料は、パンフレット、加入申込票等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

お客さまの保険料の払込方法等については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

3 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

II. ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

注意喚起情報

(1) 加入依頼者または被保険者になる方は、加入申込票^(注)に記載された危険に関する重要な事項のうち、引受保険会社が告知を求める※印の項目について、ご加入時に事実を正確にお申出いただく義務（告知義務）があります。

(注) ご加入時に引受保険会社に提出していただく書類で、ご加入に必要な内容を記載した付属書類を含みます。

(2) 加入申込票の※印の項目について、加入依頼者または被保険者の故意や重大な過失により、お申出いただかなかった場合や、お申出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。ご加入に際して、今一度お確かめください。

危険に関する重要な事項（加入申込票の※印の項目）

このご契約と補償が重複する他の保険契約または共済契約に関する情報

2 クーリングオフ説明書（ご加入のお申込みの撤回等について）

注意喚起情報

この保険は、ご加入の申込みの撤回または解除（クーリングオフ）はできません。ご加入内容をお確かめの上、お申込みください。

III. ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）

注意喚起情報

(1) 加入依頼者の住所または連絡先を変更する場合には、遅滞なくご連絡ください。ご連絡いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができなくなります。

(2) 次に記載する場合は、保険の対象がこのご契約の引受範囲を超えてしまうため、保険期間の途中であってもご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがあります。この場合において、引受保険会社の取り扱う他の商品でお引き受けできるときには、改めてご加入し直していただくことができますが、本商品と補償内容が異なることがあります。

・被保険者の居住の用に供される加入者証等に記載された住宅の所在地が日本国外となった場合

2 脱退時の返れい金の有無

契約概要

注意喚起情報

この団体契約から脱退する場合は、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。なお、脱退に際しては、脱退時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金としてお支払いする場合がありますが、解約日時点で未払込保険料がある場合は、未払込保険料をご請求させていただきます。

詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

次の事由に該当した場合について、既に払い込んでいただいた保険料の取扱いは以下のとおりです。

(1) 保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合は、この保険契約は無効となります。既に払い込んでいただいた保険料は返還できません。

(2) 保険契約者または被保険者が保険の対象を譲渡した場合、または保険の対象の全部が失われた場合は、この保険契約は失効となります。この場合、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を返還します。詳細は、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(3) 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消となることがあります。既に払い込んでいただいた保険料は返還できません。

IV. その他留意していただきたいこと

1 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

損害保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。

この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が 20 人以下の法人をいいます）またはマンション管理組合（以下、個人等といいます）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は 80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から 3 か月までに発生した事故による保険金は 100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

2 個人情報の取扱い

注意喚起情報

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含む）が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。

詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険(株)のホームページ(<https://www.aioinissaydowa.co.jp>)をご覧ください。

3 重大事由による解除

下記のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません（下記（2）の場合で被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められない場合を除きます）。

- | | |
|---|----|
| (1) 保険契約者または被保険者が、保険金を支払わせることを目的として損害を発生させた場合 | |
| (2) 保険契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合 | |
| (3) 被保険者が保険金の請求について詐欺を行った場合 | など |

4 継続契約について

(1) 著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

(2) 引受保険会社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前の保険契約と異なることまたはご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

5 万一、事故が発生した場合のご注意

(1) 事故の発生

①事故が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がないとそれによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

②このご契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には事故のご連絡の際にお申出ください。

(2) 他の保険契約等がある場合の保険金のお支払い

他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって、引受保険

会社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細は普通保険約款・特約集をご確認ください。

(3) 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者には、下表のうち引受保険会社が求める書類を提出していただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

①引受保険会社所定の保険金請求書（個人情報の取扱いに関する同意を含みます）	
②引受保険会社所定の損害（事故）状況報告書 事故日時、発生場所、事故状況、事故原因、応急修理の有無、本修理の内容等を申告される書類をいいます。また、損害（事故）状況を確認するためにこの報告書のほか④ア、イ、に掲げる書類も提出していただく場合があります。	
③保険金請求権をもつことの確認資料	
書類の例	・委任状・印鑑証明書、資格証明書・商業登記簿謄本 ・法人登記簿謄本・戸籍謄本 など
④保険の対象に発生した損害や費用等に関する保険金の支払いをご請求いただく場合に必要となる書類	
ア. 損害の発生を証明する書類	
書類の例	・公的機関が発行する証明書（罹災証明書、事故証明書等）またはこれに代わる書類 ・所轄警察署の発行する盗難届出証明書またはこれに代わる書類 ・運送経路を示す書類 ・従業員であることを示す書類（従業員名簿、社員証写し等） ・現金出納帳等の帳簿 ・事故原因・発生場所・被害状況の見解書、写真 など
イ. 損害の額を証明する書類	
書類の例	・修理見積書、請求明細書、領収書、損害明細書・損害内容申告書 ・被害品の価格証明書（購入時の領収書・保証書・仕様書） ・図面（配置図、建物図面） ・仕入売上伝票、出入庫伝票、棚卸台帳、在庫高帳 ・損害防止に支出した費用を示す書類 ・支出した費用の額を示す書類（領収書、請求書） など
ウ. この保険契約に質権が設定されている場合に必要書類	
書類の例	・質権直接支払指図書・質権者の保険金請求書 ・質権の債権額現在高通知書・保険金支払先確認書 など
エ. その他の書類	
書類の例	・権利移転書 ・調査同意書（引受保険会社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書） など

(4) 保険金のお支払時期

引受保険会社はお客さまより保険金請求書類を提出していただいた日からその日を含めて 30 日以内に、保険金をお支払いするために必要となる項目の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な

照会または調査が必要な場合には、引受保険会社は普通保険約款・特約集に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(5) 保険金の代理請求

意思判断能力を著しく失った場合等、被保険者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者の親族が代理人として被保険者に代わって保険金を請求できる場合があります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(6) 保険金請求権の時効

保険金の請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金の請求権が発生する時期等、詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

6 保険金支払後の保険契約

損害保険金の支払額が、1回の事故につき、保険金額^(注)に相当する額となった場合、ご契約はその損害発生時に終了します。保険金額に相当する額とならないかぎり、保険金のお支払いが何回あっても、保険金額は減額されずにご契約は満期日まで有効です。

(注) 保険金額が保険価額（時価額）を超える場合は保険価額（時価額）とします。

7 共同保険

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は分担割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。引受幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

ご加入いただく内容に関する確認事項（ご意向の確認）

この保険商品およびご契約プランは、引受保険会社で把握したお客さま情報およびご意向に基づき提案させていただいております。加入申込票にご記入の内容が、最終的にお客さまのご意向に沿った内容であるか再度ご確認、ご了解のうえご加入ください。また、払い込む保険料が正しいものとなるよう保険料算出に関わる事項などについてもご確認ください。その結果、修正すべき点があった場合は、加入内容を訂正させていただきます。なお、ご不明な点などございましたら、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

●今回お申込みの保険についてご確認をお願いします。

1. 下記項目について、お客さまのご意向に沿った内容であることをご確認ください。

- (1) 補償の内容（お支払いする保険金、保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いできない主な場合など）
- (2) 保険金額（型やパターンなど）
- (3) 被保険者の範囲（ご本人のみの補償、ご家族を含めての補償など）

※保険期間、保険料に関する事項については契約概要のご説明に記載のとおりのご設定であること

をご確認ください。

2. 「他の保険契約等」について、正しい内容となっていることをご確認ください。

●現在ご加入のご契約（満期を迎えるご契約）にご不明な点がある場合には、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社